

とうみ^{エコ}環境プラン

—第2次東御市環境基本計画—（素案）

（令和2年度改訂版）

平成28～令和7年度



東 御 市

表紙写真説明 (関連ページ)

段ボール式
生ごみサイクル
(p.39)

滋野コミュニティ
ーセンターのグ
リーンカーテン
(p.36)

園庭の芝生化
(p.51)

傘の古布で
マイバッグ作り
(p.53)

オオルリシジミ
(市蝶)
(p.31)

河川水生生物
調査
(p.50)

オオキンケイギ
ク(特定外来生
物)
(p.32)

廃食用油回収
(p.39)

サワガニ
(指標生物)
(p.20)

森林教育
(p.50)

ゴミ無し地蔵
(p.40)

ストックされた薪
(p.70)

きれいな川の水
を守ろう
(p.20)

物を詰めすぎた
冷蔵庫
(p.43)

太陽光パネル
(中央公民館)
(p.48)

水飲み場
(p.23)

目 次

	Page
第1章 環境基本計画のあらまし.....	1
第1節 計画策定の背景.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	5
第3節 計画の対象.....	6
第4節 計画の期間.....	7
第2章 計画の目標.....	9
第1節 東御市のあらまし.....	10
第2節 望ましい環境像.....	12
第3節 基本目標.....	15
第4節 基本施策の体系.....	16
第5節 環境保全への課題.....	18
第3章 より良い環境を創出するための取り組み.....	19
第1節 安心して暮らせる快適なまちづくり.....	20
1 水環境の保全.....	20
2 良質な水資源の確保.....	22
3 大気環境の保全.....	24
4 生活公害の防止.....	26
第2節 自然を保全し、共に生きるまちづくり.....	28
1 森林・農地の保全.....	28
2 生態系の保全.....	30
4 風景・景観の保全.....	36
第3節 地球環境に配慮したまちづくり.....	38
1 ごみの減量化と適正処理.....	38
2 環境美化と不法投棄対策.....	40
3 地球温暖化対策.....	42
4 低炭素化の推進.....	44
5 再生可能エネルギーを利用した電力自給.....	46
第4節 市民や事業者との連携・協働の推進.....	50
1 環境教育の推進.....	50
2 環境保全活動等の推進.....	52
第4章 環境指標.....	55

第5章 計画の推進.....	57
第1節 計画の推進体制.....	58
庁内体制による推進.....	58
環境審議会.....	58
市民・市民団体、事業者の参画	58
広域的な連携、協力体制	58
第2節 計画の進行管理.....	59
計画の点検・評価.....	59
進行管理の手順.....	59
資料編.....	61

第 1 章 環境基本計画のあらまし

第1節 計画策定の背景

我が国では、高度経済成長に伴い発生した4大公害をはじめとする公害の防止のため、1967年に公害対策基本法を制定しました。しかし、年を経るごとに公害問題は複雑化し、従来の法律では対応に限界があるとの認識から1993年に環境基本法が制定されました。

しかし、環境基本法の制定後も環境は常に変化し続けており、昨今の地球温暖化による異常気象は世界中で猛威を振るい、猛暑や豪雨災害など東御市にも大きな影響を与えています

東御市ではそんな環境問題に対する取り組みとして、2004年に公害や無秩序な開発行為を規制を行うために「東御市環境をよくする条例」を制定し、2007年には条例の基本理念実現に向けて東御市環境基本計画（以下、第1次計画）を策定し、地域の環境保全に関する環境施策に取り組んでまいりました。第1次計画に基づく環境保全の取り組みは、多くの環境指標に改善が見られたことから一定の成果を収めたと評価できます。

その後、国外・国内における環境保全への取り組みの推進があったことを受け、2016年3月に第2次東御市環境基本計画（以下、本計画）を策定し、新たに定めた望ましい環境像である「低炭素で持続可能な まちをはぐくみ みどりの地球を未来へ」の実現を目指して2016年度から2025年度までの10年間の計画として取り組んでまいりました。

しかしながら、環境問題とそれに対する取り組みは日々変化をし続けています。人間活動による地球システムへの影響を客観的に評価し、人類が生存できる範囲の限界を科学的に示す概念として「地球の限界（プラネタリーバウンダリー）」があり、すでに3項目が不安定な領域を超えて高リスクの領域にあるとされています。

こうした中で、国際社会での2015年に「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や我が国における第5次環境基本計画の策定など、環境問題に関する社会情勢は変化しています。

また、平成23年3月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故、令和元年10月の台風19号災害などにより、国民の間で環境に対する意識改革がありました。

これらの変化を踏まえ、本市の豊かな自然環境を未来に伝えていくためには、本市においても変化し続ける社会情勢に的確に対応をし、環境の保全に関する施策に一層取り組んでいくことが必要です。

そこで、中間年度である2020年に中間見直しを行い、社会情勢に関する記述の追記や適切な環境指標の設定など、内容の訂正を行います。（全文書き換え）

東御市環境をよくする条例の基本理念

第3条 環境保全は、すべての市民が豊かな自然の恵みを享受し、健康で快適な生活を営むことができるよう推進され、かつ、それが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに配慮するとともに、地域で共有する財産であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全及び向上に資するよう行われなければならない。

❁国の環境基本計画について

「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月閣議決定）では、地球環境問題は 21 世紀に人類が直面する最大の課題としています。

特に大きな課題である ①地球温暖化の危機、②資源の浪費による危機、③生態系の危機の 3 つの危機については、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取り組みを統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服し、持続可能な社会を目指すことを提示しています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故は、全ての日本国民の意識に大きな衝撃を与えました。この結果、我が国ではこれまでほとんど意識されることがなかった「生活環境の安心・安全」がクローズアップされるようになりました。

加えて、気候変動による影響は世界各地で確認され、2015 年のパリ協定や SDGs により世界が大きく脱炭素に向けて動き始めました。

これを受けて、国の「第五次環境基本計画」（平成 30 年 4 月閣議決定）では、目指すべき社会の姿として次の 3 つを掲げています。



目指すべき社会の姿

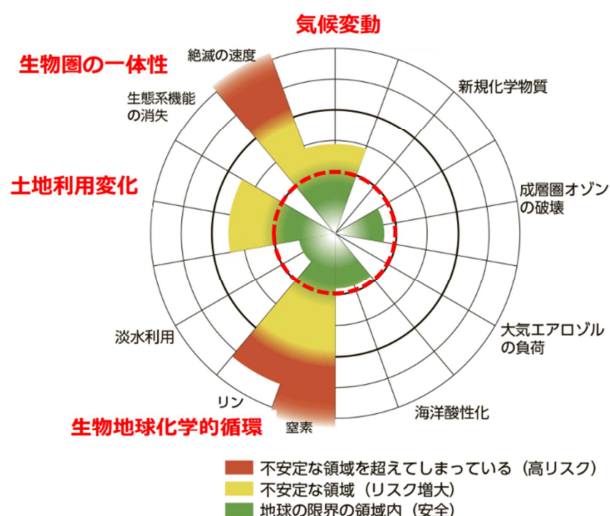
1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

❁その他世界・国の動きについて

・地球の限界（プラネタリーバウンダリー）

プラネタリーバウンダリーは 7 つの項目によって構成され、それぞれ 3 色に分けられています。中央に小さいものほど限界には遠く、外側に伸びているものほど限界になっているものです。

現在、すでに種の絶滅の速度と窒素・リンの循環については不安定な領域を超え、気候変動と土地利用変化についても不安定な領域となっています。



・SDGs（持続可能な開発目標）

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して世界が一丸となって達成すべき国際目標です。

目標には水・衛生、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系等の地球環境と密接に係わるものが多く含まれており、とりわけ気候変動による影響は我が国にも表れており、IPCC第5次評価報告書によれば地球温暖化には疑う余地がないとされています。

我が国の環境基本計画でも温室効果ガスの迅速な削減を進めるとともに、SDGsを踏まえた持続可能な社会を目指すとしており、本計画においてもSDGsの視点を持ちながら各施策を推進すると共に、SDGsの達成にも貢献します。



・海洋ごみ問題

海洋ごみ問題とは、不法投棄などによって海にごみが溢れ、生態系や環境、景観を破壊してしまうという問題のことです。海洋ゴミの大部分がプラスチックであることから「海洋プラスチック問題」と呼ぶこともあります。

何も対策しなければ2050年にはプラスチックが魚の量を超えると試算されており、世界中でプラスチック削減に取り組んでいます。

・COOL CHOICE（賢い選択）

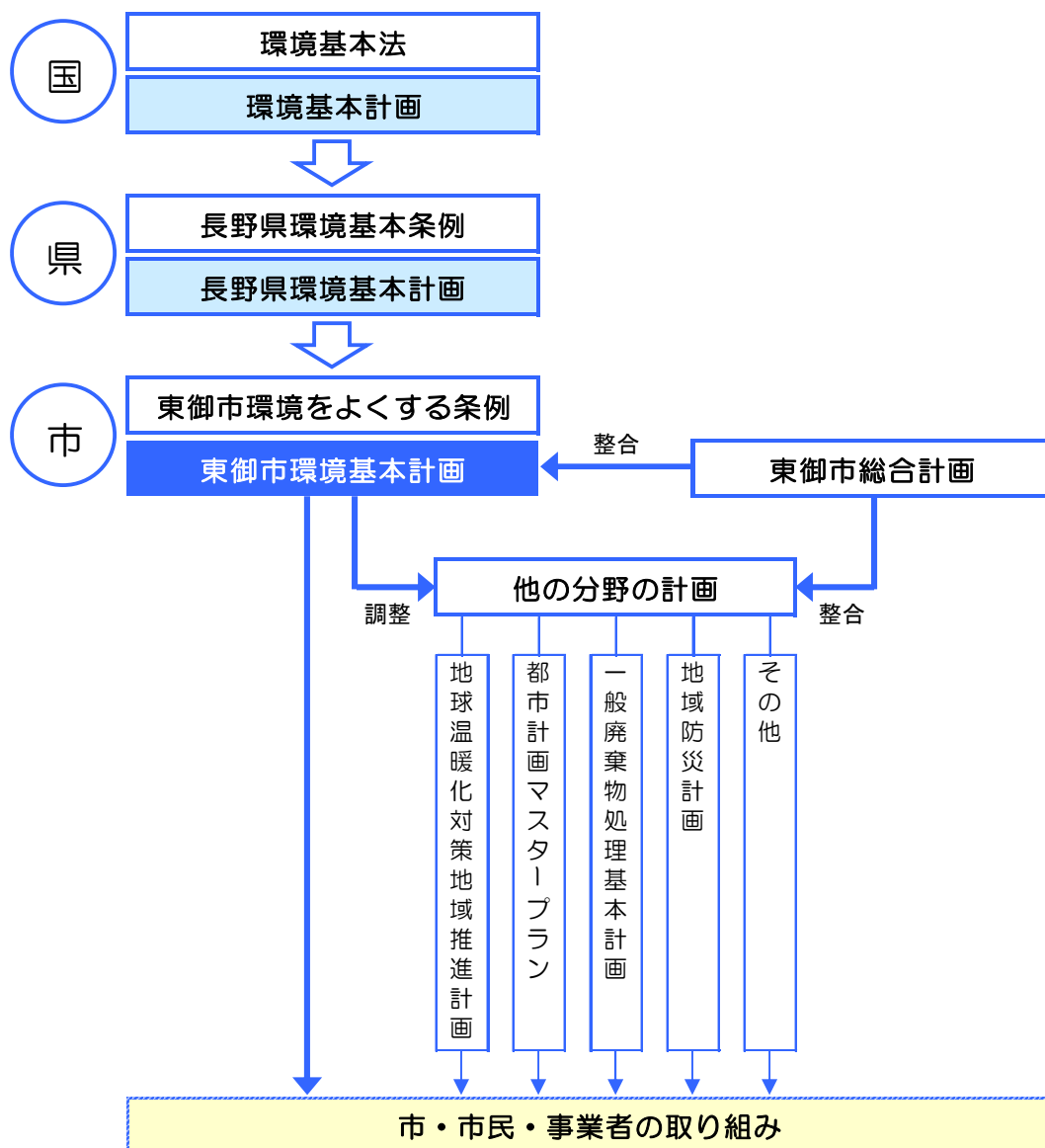
「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を達成するため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買い替えやサービス利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策のための「賢い選択」をしようという国民運動です。

エコ家電やエコ住宅を買うという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、宅配便を1回で受け取るという「選択」など、「COOL CHOICE」を合言葉に取り組んでみましょう。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「**第2次東御市総合計画**」を環境面から推進することにより、総合計画に掲げられた将来像の実現を目指すものです。

同時に、「東御市環境をよくする条例」の基本理念の実現に向け、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものであり、本計画に基づき、市の各部門における環境の保全に関する各種の施策が立案・実施されます。



第3節 計画の対象

対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、原則として東御市全域とします。

ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

対象とする環境

本計画が対象とする「環境」は、①生活環境、②自然環境、③地球環境、④環境保全活動の4分野とします。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

①生活環境

水環境
水資源
大気環境
生活公害の防止

②自然環境

森林・農地
生物、生態系
自然とのふれあい
風景・景観

③地球環境

ごみ、リサイクル
環境美化、不法投棄対策
地球温暖化防止
低炭素

④環境保全活動

環境教育
環境保全活動

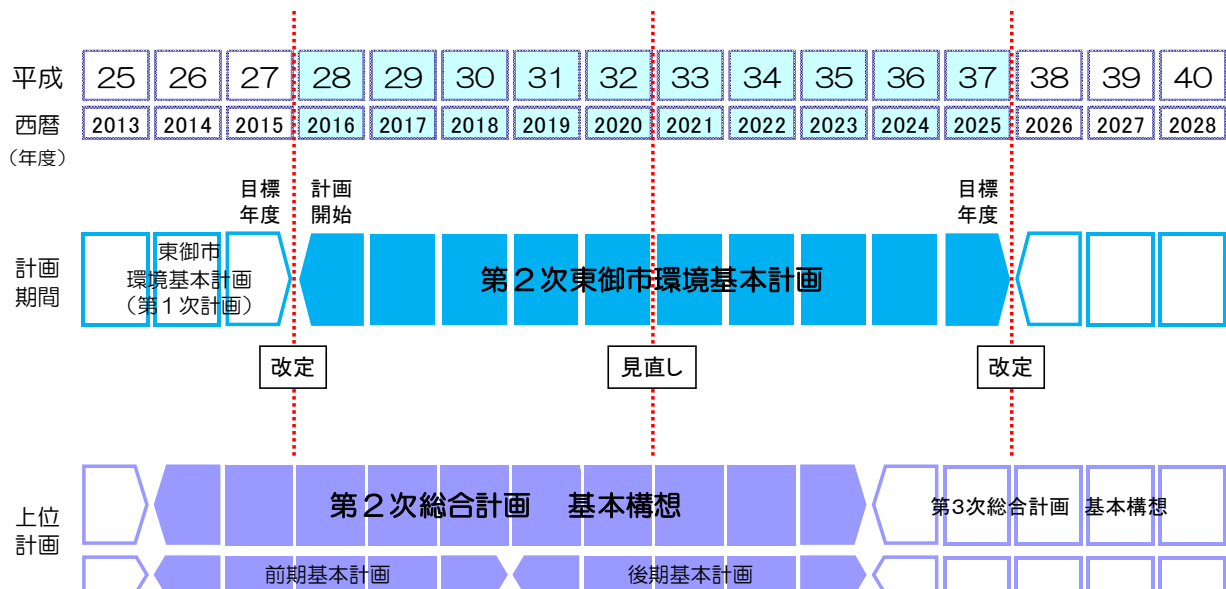
第4節 計画の期間

本計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、当面の目標として平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

本計画は5年毎に見直しを行うことを基本としており、中間年である令和2年（2020年）に環境指標の目標値等について見直しを図りました。後期5年間についても、計画に基づき継続して市域の良好な環境の保全を目指します。

なお、本市を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合には、適宜柔軟に対応するものとします。

平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間

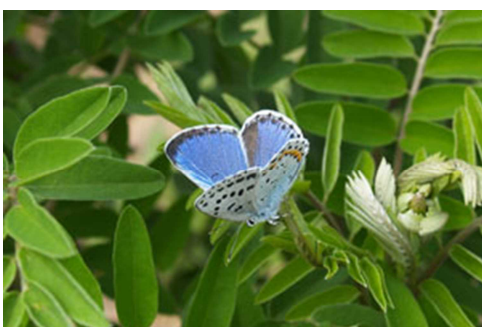


第2章 計画の目標

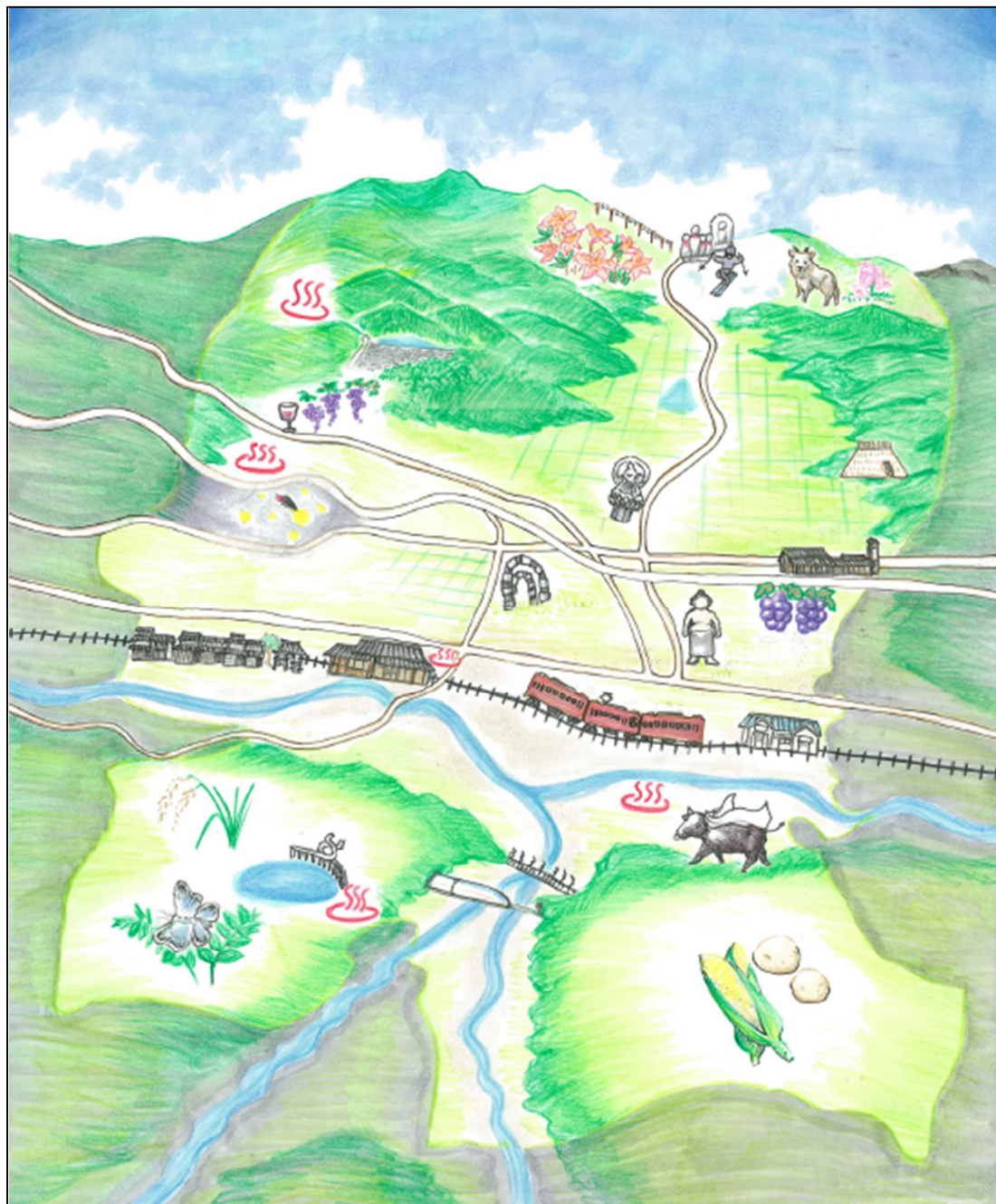
第1節 東御市のあらまし

本市は、長野県の東部に位置し、県都長野市までは約 45 kmの距離にあり、首都東京より約 150 kmの圏域にあります。市域は東西 14.7km、南北 16.5km、総面積 112.3km² です。北には上信越高原国立公園の浅間連峰さんぼうがみねの三方ヶ峰、湯の丸山、烏帽子岳の連山、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山たてしなやまを眼前に見ることができます。島崎藤村が詩に詠んだ千曲川ちくまがわの流れと、それに流れ込む数々の清流とが織りなす豊かな風土に恵まれたまちとなっています。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、降水量が少ない準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山なみの眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が 900mm 前後と、全国でもまれな寡雨地帯となっています。

	【市花 レンゲツツジ】 レンゲツツジは、市内各地で見られる身近な花です。また、湯の丸高原のつつじ平では毎年6月になると山腹全面が真っ赤に染まるほど見事に咲き誇り、市の観光地の目玉ともなっており、毎年、多くの観光客が訪れます。 このレンゲツツジ大群落は、昭和 31 年に国の特別天然記念物に指定されました。
	【市木 くるみ】 くるみは、東御市では明治初めから導入され、大正時代には盛んに栽培されました。本市は雨が少なく、南斜面で日当たりのよい地形に恵まれ、くるみ栽培に最適な環境です。 市内には原種木もあり、一般家庭でも古くから見られる身近な木です。
	【市蝶 オオルリシジミ】 オオルリシジミは、名前のとおりオスメスともに羽の表面がルリ色の美しい蝶です。近年では多くの地域で絶滅もしくは激減し、現在では、新潟県、長野県のごく限られた地域と熊本県にのみ確実な生息地が知られています。 本市はオオルリシジミの限られた生息地であり、平成 17 年に市の天然記念物に指定されました。

市の北部にかかる上信越高原国立公園の「湯の丸高原」は、レンゲツツジの大群落、コマクサ、アヤメ、マツムシソウなど、多種類に及ぶ高山植物の宝庫で、フラワートレッキングに最適の“花高原”として親しまれています。また、日本の道百選に選ばれた北国街道海野宿は江戸時代の面影を残し、現在では観光の要所となっています。



市役所の位置（本庁舎）	東経 138 度 20 分 北緯 36 度 21 分 海拔 533m
面積	112.37 km ²
人口、世帯数	人口 30,805 人、世帯数 11,790 世帯（平成 27 年 10 月 1 日）

図 2-1 東御市の概要図

第2節 望ましい環境像

私たちの先人は、自然の恵みを受け取りながら、知恵と努力の積み重ねにより今日の豊かな社会を築いてきました。

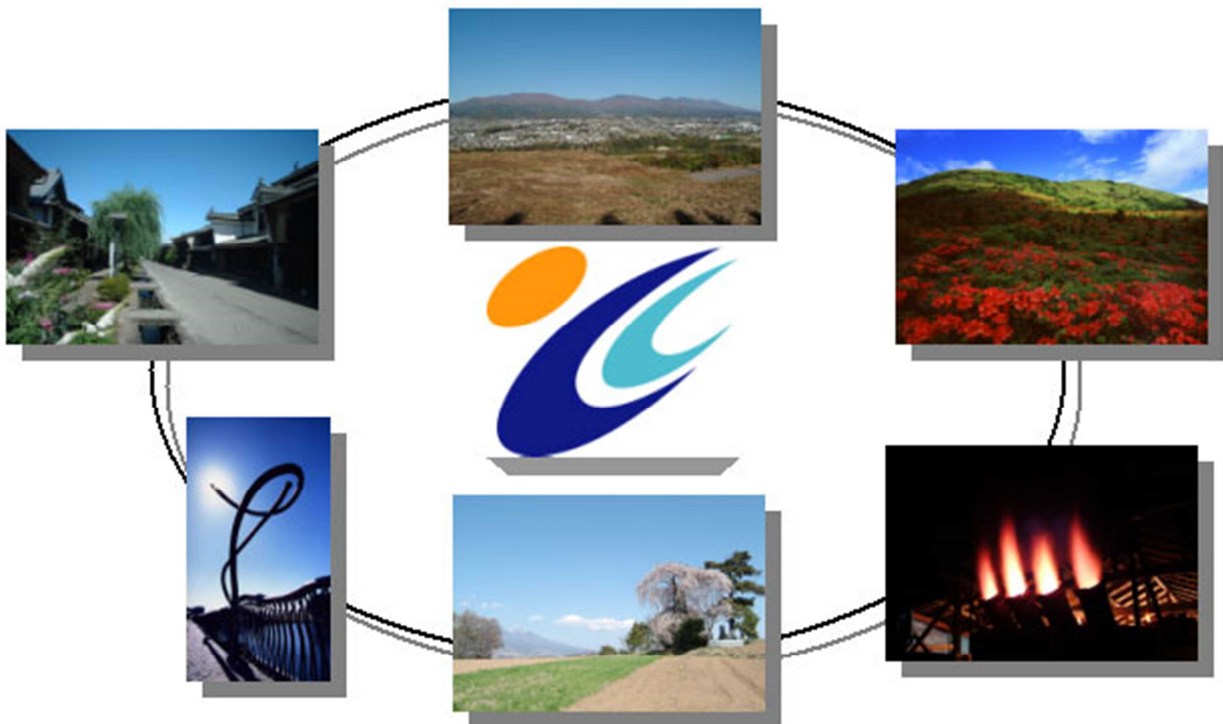
現代に生きる私たちは、先人たちが築いたこの恵み豊かな環境を守っていくとともに、より豊かな、よりすばらしいものにした上で、未来の世代に継承する責務を負っています。

第1次計画の策定から現在に至るまで10年が経過し、市民や事業者の協力のもとで各種の施策に取り組むことにより、多くの環境指標に改善が見られたことから、第1次計画に基づく環境保全の取り組みは一定の成果を収めたと評価できます。

このため、今回策定した新たな「第2次東御市環境基本計画」では、第1次計画で定めた望ましい環境像を「低炭素で持続可能な まちをはぐくみ みどりの地球を未来へ」と変更します。そして、この望ましい環境像を実現し、市域における更なる良好な環境の形成・創出を目指して、環境保全の取り組みを一層推進していくこととします。

【望ましい環境像】

**低炭素で持続可能な まちをはぐくみ
みどりの地球を未来へ**



■総合計画と環境基本計画の関連

市の最上位計画である「第2次東御市総合計画」では、市が目指す将来都市像を

「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」

として、この将来都市像を実現するための6つの基本目標を定め、市の特性を活かした各種の取り組みを進めています。

6つの基本目標の中に「豊かな自然と人が共生するまち」、「安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち」が掲げられ、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくるための主要な施策や重点プロジェクトなどが示されています。

環境基本計画は、総合計画を環境面から推進することにより、総合計画に掲げられた市が目指す将来都市像の実現を目指すものです。

第2次東御市総合計画（市の最上位計画）

市が目指す将来都市像

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

基本目標

I

豊かな自然と
人が共生するまち

II

安全、安心の社会基盤が
支える暮らしやすいまち

III

子供も大人も輝き、
人と文化を育むまち

IV

共に支えあい、みんなが
元気に暮らせるまち

V

地域の魅力を活かし、
活力とにぎわいを生むまち

VI

市民と共に歩む
参画と協働のまち

第2次環境基本計画

※市が目指す将来像を環境面から実現することを目標とします。

望ましい環境像

低炭素で持続可能な まちをはぐくみ みどりの地球を未来へ

第3節 基本目標

本市の恵み豊かな環境を未来に伝えるためには、水辺や緑といった貴重な自然を活かしながら、人と自然が共生する環境負荷の少ないまちづくりをさらに推進する必要があります。併せて、清潔で快適な環境の確保と、市民の健康と生活を守るための生活基盤の整備を行い、市民一人一人が安心して暮らすことのできるまちづくりを進める必要があります。

このため、「とうみ環境プラン」では、①安心して暮らせる快適なまちづくり、②自然を保全し、共に生きるまちづくり、③地球環境に配慮したまちづくり、④市民や事業者との連携・協働の推進の4つの基本目標を掲げ、望ましい環境像の実現に向けて各種の取り組みを推進・展開し、市域における良好な環境の保全と創出を目指します。

【基本目標】

①生活環境

安心して暮らせる快適なまちづくり

一人一人が環境には許容限度があることを理解した上で、日常生活や事業活動に伴い発生する環境負荷の低減に努め、大気や水などを良好な状態に保つことにより、本市に住む人々の生活環境の保全を図り、健康が保たれ、安全安心に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

②自然環境

自然を保全し、共に生きるまちづくり

一人一人が自然から多くの恵みを享受していることと、自然は一度損なわれると、元の状態に回復するまでに長い時間を必要とすることを理解した上で、水辺や緑などの身近な自然環境を保全しながら適正な利用を図ることにより、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

③地球環境

地球環境に配慮したまちづくり

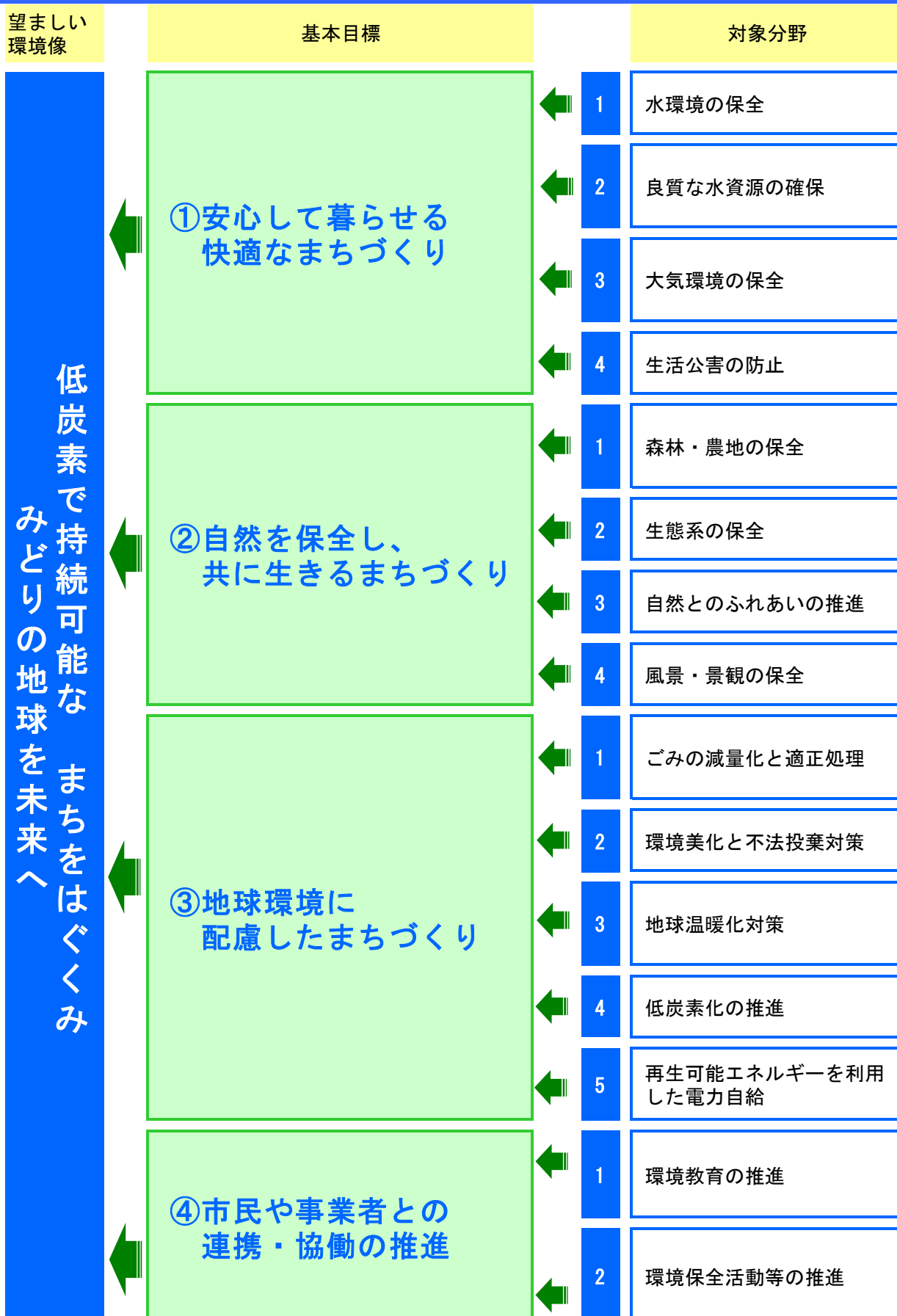
一人一人が天然資源の消費と廃棄物の排出を通して、環境に負荷を与えていることを理解した上で、資源の適正な利用、廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に努めることにより、資源循環が健全に維持され、ごみの散乱や不法投棄のない、清潔で快適なまちづくりを進めます。

④環境保全活動

市民や事業者との連携・協働の推進

一人一人が環境学習などを通して様々な環境問題に対して理解を深め、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加し、市、市民、事業者のすべての関係者が適正かつ公平な役割分担のもとで相互に連携・協力する仕組みづくりを進めることにより、恵み豊かな環境を未来へつなげます。

第4節 基本施策の体系



市の取り組み（施策）		課題
①適正な排水対策の推進 ②水環境の保全意識の高揚	←	❖生活排水処理率の向上による水質汚濁の防止
①良質な上水道の維持 ②地域の美しい水を守る取り組みの推進	←	❖水資源の安定確保に向けた健全な水循環の維持 ❖油や有害物質の流出事故や地下水汚染の未然防止
①大気質への負荷の軽減 ②大気環境の保全意識の高揚	←	❖微小粒子物質や光化学オキシダントの情報収集の継続 ❖野焼きなどによる局所的な大気汚染の防止
①公害の未然防止 ②生活マナー・モラルの向上	←	❖公害苦情の減少 ❖生活密着型の苦情への適切な対処
①林業の振興と森林の保全 ②持続可能な農業の推進と農業の保全	←	❖森林の適正な管理と保全 ❖農業の担い手の確保と野生動物による被害の防止
①身近な生物の保全 ②自然を学ぶ機会の創出	←	❖害虫や外来生物対策の強化 ❖貴重な生物が生息する環境の保全
①親しみのもてる水辺づくり ②農業を通じた自然とのふれあい	←	❖自然とふれあう機会・場所の充実 ❖自然環境保全の意識の向上
①風景・景観の保全 ②地域における緑の保全	←	❖景観を保全する意識の高揚 ❖市域全体での良好な景観形成の推進
①ごみの減量化（ごみの排出前） ②ごみの適正処理（ごみの排出後）	←	❖ごみの減量化・資源化の推進 ❖高齢化に備えた合理的・効率的なごみ処理体制の構築
①環境美化の推進 ②不法投棄対策の強化	←	❖地域の環境美化の推進 ❖不法投棄の未然防止に向けた対策の強化
①市の事務・事業での省エネの推進 ②地域での地球温暖化の防止	←	❖地球温暖化防止に向けた意識の向上のための普及啓発の推進 ❖市民や事業者の日常の生活や事業活動の見直し
①再生可能エネルギーの普及推進 ②利便性の高い公共交通の整備	←	❖再生可能エネルギーの利用推進 ❖低公害車の普及と公共交通の充実
①再生可能エネルギー自給率による進捗管理	←	❖化石燃料に依存した社会からの脱却 ❖太陽光の有効利用
①学校や地域での環境教育の充実 ②環境に関する情報提供の推進	←	❖環境学習の機会の確保と充実 ❖より効果的な情報提供の方法やしぐみの検討
①市民・事業者・行政の連携・協力の推進 ②都市と農村の地域間交流の推進	←	❖市民や事業者の自発的な環境保全活動の支援 ❖市民・事業者・行政の双方向のコミュニケーションの充実

第5節 環境保全への課題

環境問題は身近な問題でありながら、漠然と「取り組む」という考えだけで動いては実現が困難です。本計画により環境保全に取り組むにあたって、次の3つの項目の課題を示し、解決に向けて取り組みを行います。

【人づくり】

- 環境保全の意識向上
個人ではなく、市全体で取り組みを行うために、環境問題が自身の生活と密接に係わっているという意識を高めることが求められる。
- 次世代を担う人材の育成
環境問題の解決・持続可能な社会の実現に向けた次世代を担う人材育成のため、環境教育の機会提供が重要。

【地域づくり】

- ごみのない綺麗なまちづくり
美しい景観・豊かな自然を保全して次世代につなげるという意識の向上が大切。
- 健全な生態系の保全
貴重な生物の保護、在来種の保全のためにも生態系の保全に取り組まなければならない。
- 市民・事業者・市の連携強化
一方向ではなく、双方向から連携が取れるネットワークづくりが必要。

【仕組みづくり】

- 市民・事業者への活動支援
環境保全活動を自発的に行えるよう、補助制度・機会づくりなどが必要。
- 低炭素社会の実現
再生可能エネルギーや低公害車などのさらなる普及促進が求められます。

第3章 より良い環境を創出するための 取り組み

第1節 安心して暮らせる快適なまちづくり

1

水環境の保全



現状と課題

(1) 河川水質

本市には、千曲川や鹿曲川など15の一級河川と12の準用河川が流れています。河川の水質は生活排水処理施設の整備などにより大きく改善され、河川の水質状況に係る計画目標値を達成した状態で推移しています。

本市を流れる河川に関し、水質汚濁に係る環境基準としては、鹿曲川にAA類型※が指定されていますが、近年は環境基準(BOD)を達成し、良好な水質を維持しています。

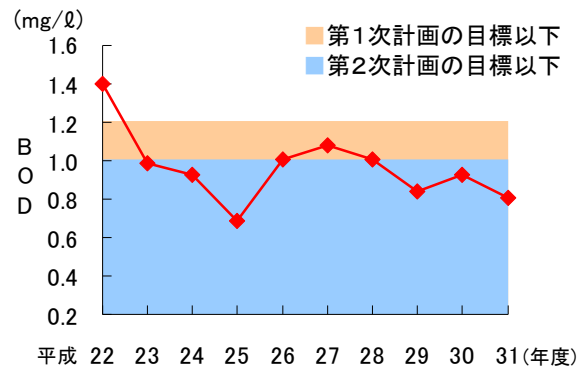


図3-1 市内の河川の水質の推移

※河川では、水の利用目的などに応じて、AAからE類型(るいけい)を定めています。AA類型が最もきれいな水で、E類型が最もきたない水になります。例えば、AA類型ではBODが1.0mg/L以下となるように河川の水質を管理しています。

(2) 生活排水処理率

本市の生活排水処理率(下水道や合併処理浄化槽などにより生活排水を処理している人口の割合)は、平成31年度現在、95.1%と目標達成に向けて順調に推移しています。

生活排水処理率の向上により、河川や用水路への汚れの排出が少なくなり、水質汚濁防止に役立ちます。本市では、生活排水処理率の向上のため、下水道接続工事に係る借入金の利子補給制度や合併処理浄化槽の設置補助制度を設けています。

下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が進まない理由としては高齢者のみの世帯であることや経済的な事情などとなっています。河川の水質のさらなる改善のため、下水道への接続率の向上などによる生活排水処理の推進(生活排水処理率の向上)が必要です。

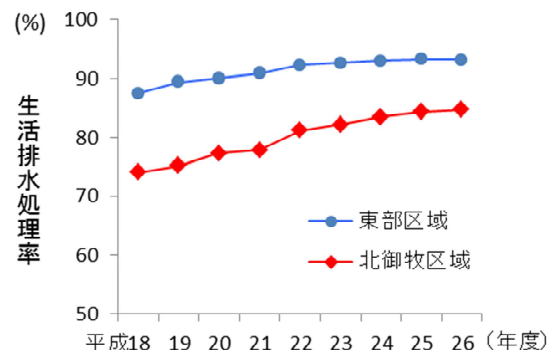


図3-2 生活排水処理率の推移



★ サワガニのいる川は水質階級Ⅰ(きれいな水)です

課題

❖ 水質汚濁防止のための生活排水処理率の向上

目 標

生活排水処理率の向上により、より良い水環境の保全を目指します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①適正な排水対策の推進

- 1)水洗化の推進
- 2)公共下水道や農業集落排水などの処理区域外での合併処理浄化槽の設置推進
- 3)工場・事業場などからの排水の監視、事業者への適正な排水などの指導

②水環境の保全意識の高揚

- 1)県や関係機関などと連携し、河川の水質に関する測定結果などの情報公開の推進
- 2)河川などの水環境の保全に関する効果的な情報提供
- 3)家庭でできる河川などの水質改善の取り組みについての情報提供

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)鍋や皿の汚れや食べ残しは、拭き取ってから洗いましょう。
- 2)流しや排水口に三角コーナーや水切りネットを使用し、台所から調理くずや食べ残しを流さないようにしましょう。
- 3)洗剤やシャンプーなどは適量を使用しましょう。
- 4)公共下水道や農業集落排水などの処理区域内では、早目に接続しましょう。
- 5)公共下水道や農業集落排水などの処理区域外では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- 6)合併処理浄化槽は、適正に維持管理しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)法令などを遵守し、水環境の保全に努めましょう。
- 2)工場・事業所などの排水処理施設は適切に維持・管理し、水質汚濁の未然防止に努めましょう。
- 3)工場・事業所などからの排水については、定期的な水質検査に努めましょう。
- 4)公共下水道や農業集落排水などの処理区域内では、早目に接続しましょう。
- 5)公共下水道や農業集落排水などの処理区域外では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
- 6)合併処理浄化槽は、適正に維持管理しましょう。

現状と課題

(1) 河川水や雨水

本市では、河川水は農業用水などとして利用されており、河川水の水質を保全し、健全な水循環を確保することは、日常生活や事業活動を維持するうえで大変重要なこととなっています。

また、雨水の有効活用を推進しており、市民に対して雨水貯留槽設置補助金を交付しています。



❁ 雨水貯留槽

(2) 地下水

一旦、油や有害物質が河川へ流出したり、地下水の汚染が確認された場合には、水道用水や農業用水の取水を停止しなければならないなど、その影響は広範囲に及びます。

このため、国や県、隣接自治体などと連携し、流出事故など発生時の協力体制を構築しています。

また、地下水汚染の原因としては、工場・事業場などからの有害物質の排出のほか、農地への過剰な農薬や肥料などの投入、家畜ふん尿の不適切な管理、ごみの不法投棄などが考えられるため、事業者への指導や不法投棄対策の強化などにより、地下水汚染の未然防止に努めています。



❁ 五郎の滝(湯の丸高原:標高 1,500m付近)

市内には、東御市上水道、佐久水道企業団、小諸市上水道の3つの水道事業体があり、本市が事業主体となっている「東御市上水道事業」では、広範囲に点在する30箇所の水源があり全て地下水を取水しています。

水源の水質は良好な値を維持しており、浄水処理は消毒（塩素滅菌）を行っています。

本市において上水道の普及率は99.8%となっており、1人当たりの給水量（年間平均）は、微減しています。

この他、本市は水資源保全全国自治体連絡会に参加し、地域を越えて循環する地下水の保全のため全国の自治体と情報共有しています。

課 題

- ❖ 水資源の安定確保に向けた健全な水循環の維持
- ❖ 油や有害物質の流出事故や地下水汚染の未然防止

目 標

油などの流出事故や地下水汚染の未然防止に努め、良好な水質が保全された健全な水循環を確保します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①良質な水道水の維持、確保

- 1)良質な水道水を確保するための計画的な水質検査の実施
- 2)持続可能な地下水源を守るためのさく井(井戸掘り)の規制
- 3)水源のかん養などの機能を高める森林整備の推進
- 4)減農薬、減化学肥料による環境にやさしい農業の推進
- 5)雨水貯留槽の設置支援



✿西入浄水場

②地域の美しい水を守る取り組みの推進

- 1)市民と行政の協働による河川パトロールの実施
- 2)河川の清掃活動など川を守る活動への支援
- 3)油や有害物質の流出事故防止に向けた啓発と未然防止に向けた対策の促進
- 4)安全に身近な川に親しむ活動の推進
- 5)河川・井戸水・湧水の水質検査の実施
- 6)河川における水生生物の生息調査の実施
- 7)水に関する情報提供の実施

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)使用済の廃食用油は、リサイクルしましょう。ごみとして出す場合には、古布などにしみ込ませるなど適切に処理し、台所から流さないようにしましょう。
- 2)灯油タンクなどから油などの流出がないよう、適切に管理しましょう。
- 3)お風呂の残り湯は、洗濯や洗車、庭や花壇への散水などに利用しましょう。
- 4)雨水貯留槽の導入など、雨水の利用について検討しましょう。
- 5)井戸などは、定期的に水質検査を行うなど、適切に維持管理しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)油や有害物質の漏洩の未然防止のため、設備機器などを定期的に検査しましょう。
- 2)節水装置や雨水貯留槽の導入、一度使用した水の再利用など、事業所内での水の有効利用について検討しましょう。

現状と課題

(1) 大気質

本市の幹線道路沿いの二酸化窒素濃度は、目標値である 0.01ppm をやや上回ってはいるものの、環境基準である 0.06ppm は十分に下回った水準で推移しており、工場などが原因となる大気汚染の問題は生じていません。

近年では、従来の工場や自動車などに由来する大気汚染よりも、微小粒子物質（PM2.5）や光化学オキシダントなど、原因を特定することが困難な広域的な大気汚染が問題となっています。

このため、微小粒子物質は県内 13 地点、光化学オキシダントは県内 16 地点で常時監視が行われています。平成 29 年度において、微小粒子物質は、環境基準を超えている地点は無く、高濃度となっている状況もみられませんでした。光化学オキシダントは、全ての調査地点で環境基準を達成できませんでしたが、注意報を発令する状況にはなりません。

また、市内の空間放射線量を把握するため、本庁舎と総合支所において定期測定を行っていますが、平成 25 年 12 月の測定開始から平成 28 年 12 月まで、健康に影響のある数値は検出されていません。また、この他に水道水や下水汚泥、市内で生産された農産物などについても放射性物質の検査を行っていますが、いずれもこれまで基準値以下です。

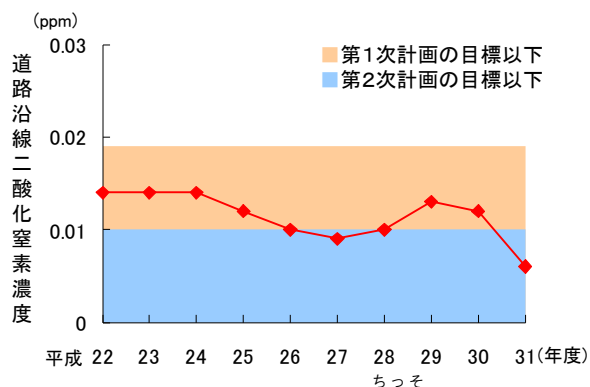


図 3-3 道路沿線二酸化窒素濃度の推移

(2) 野焼き

木くずや廃プラスチックなどを屋外で燃やしたり、簡易な構造の焼却炉で燃やしたりする、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されています。

ただし、社会の慣習上やむを得ない焼却（どんど焼きなど）や、田畑の土手焼きなどの農業を営むためにやむを得ない焼却などは、例外とされています。

本市では野焼きによる煙やにおいに対する苦情が多いため、野焼きの原則禁止などの正しい情報について、市民への広報・啓発に努めています。

このような状況のもと、本市では道路沿道の大気質や、野焼きによる局所的な大気汚染が生じているため、今後も対策の継続が必要です。

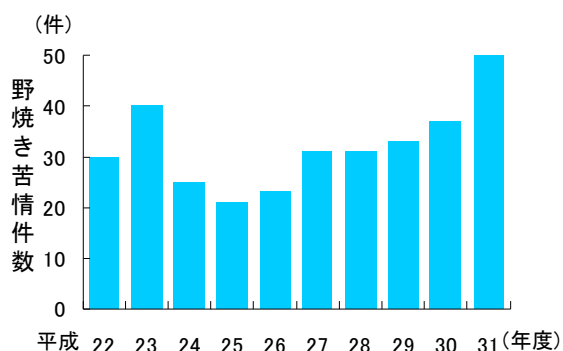


図 3-4 野焼き苦情件数の推移

課 題

- ❖ 微小粒子物質や光化学オキシダントの情報収集の継続
- ❖ 野焼きなどによる局所的な大気汚染の防止

野焼きなどへの対策と大気質の監視・情報収集を継続し、大気汚染の未然防止に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①大気質への負荷の軽減

- 1)公共施設の適正な維持管理（公共施設からの排出ガスの抑制）
- 2)法令の遵守などの適切な指導と啓発（事業場からの排出ガスの抑制）
- 3)大気環境への負荷の少ない設備の導入や燃料への転換の推進
（事業場などからの排出ガスの抑制）
- 4)市の公用車への低公害車の率先導入
- 5)低公害車の普及に向けた市民や事業者への情報提供
- 6)違法な野焼きの禁止の徹底・指導



②大気環境の保全意識の高揚

- 1)道路沿線の二酸化窒素^{ちっそ}濃度の測定の継続
- 2)県や関係機関などと連携し、大気に関する測定結果などの情報公開の推進
- 3)自動車使用時のエコドライブの推進など、市民や事業者への意識啓発

✿排気ガスを減らしましょう

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)ごみの野焼きは禁止されていますので、ルールを守りましょう。
- 2)自動車を購入するときは、低公害車を選びましょう。
- 3)自動車を使用するときは、エコドライブを心がけましょう。
- 4)遠くへ外出する場合には、公共交通機関を積極的に利用しましょう。
- 5)買い物など、身近な場所へ移動する場合には、自転車などを利用しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)廃棄物の野焼きは違法ですので、規則に従い、適正に処理しましょう。
- 2)法令などを遵守し、大気汚染の防止に努めましょう。
- 3)業務用の施設や設備は定期点検に努め、適切に維持管理しましょう。
- 4)業務用車両には、低公害車を積極的に導入しましょう。
- 5)業務用車両の点検整備を励行し、運転はエコドライブに努めましょう。
- 6)通勤には、公共交通機関や自転車などの利用に努めましょう。
- 7)農業用廃プラスチック類を適正に処理しましょう。



現状と課題

(1) 生活公害対策

かつての産業の発展に伴い問題となった産業型公害は全国的に沈静化し、本市においても特に大きな問題は生じていません。

また、化学物質などによる健康被害や土壌汚染などの報告も特になくことから、概ね良好な生活環境が維持されていると考えられます。

その一方で、日常生活や身近な事業活動に対する苦情や、近隣とのトラブルなどを原因とする苦情が増加してきています。

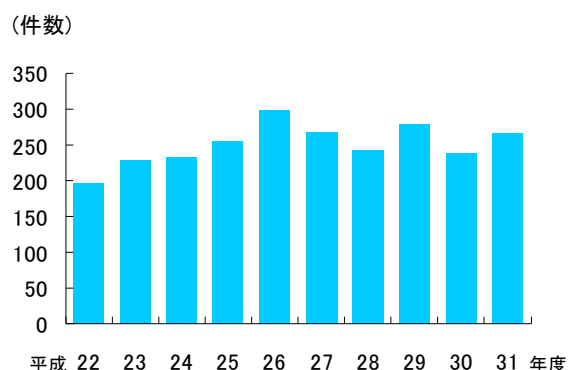


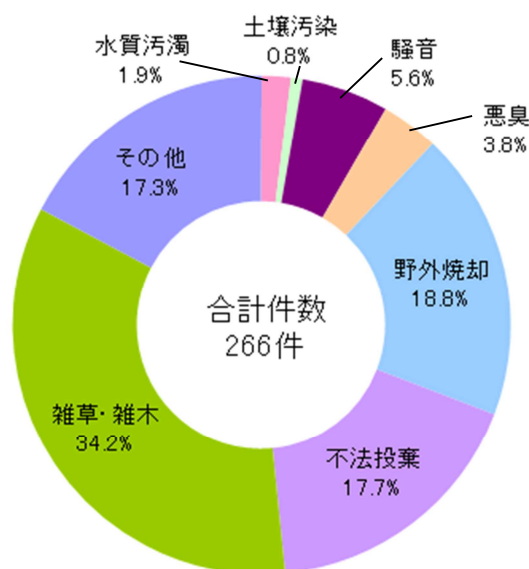
図 3-5 公害等苦情受付件数の推移

(2) 公害等苦情

本市の公害等苦情受付件数は、**やや増加傾向にあります。**

公害等苦情受付件数の内訳をみると、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）は少なく、**空地や空き家の雑草等、管理不全による近隣トラブルの相談が非常に多い状況です。**

また、不法投棄や野焼きなどの相談についても大きい割合を占めており、環境保全に対するの意識向上が求められている状況です。



近年の公害苦情としては、生活のマナーに関するものや地域的な問題などが多くなっており、苦情毎にその原因を的確に把握し、被害の状況や原因を特定した上で有効な対策を講じていくことが必要です。

課 題

- ❖ 公害苦情の減少
- ❖ 生活密着型の苦情への適切な対処

目 標

公害などの苦情には、迅速かつ適切に対応し、良好な生活環境を確保します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①公害の未然防止

- 1)騒音や悪臭、ばい煙など環境悪化に対する指導、規制
- 2)騒音測定の実施（自動車交通騒音・環境騒音）



🌸 ペットのふんは持ち帰る

②生活マナー・モラルの向上

- 1)環境をよくする条例第 40 条（市民の義務）の周知、啓発
- 2)ごみの不法投棄などを防止するための地域パトロールの推進
- 3)違法な野焼きの禁止の徹底・指導
- 4)ペットのふんの適正処理やペットの飼育方法のルールやマナーの普及啓発
- 5)生活マナーの向上への意識啓発、周囲に迷惑をかけない事業活動についての意識啓発など（近隣からの苦情の未然防止）

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)騒音や悪臭などで、近所の迷惑とならないようにしましょう。
- 2)庭木が道路や隣家に張り出さないように、剪定を行いましょう。
- 3)ごみ出しルールを守り、ごみの散乱や悪臭防止に努めましょう。
- 4)ごみ収集所は適正に管理し、ごみの散乱や悪臭防止に努めましょう。
- 5)ごみの野焼きは禁止されていますので、ルールを守りましょう。
- 6)身近にある側溝などを清掃し、悪臭の未然防止に努めましょう。
- 7)散歩のときの犬のふんは、きちんと始末しましょう。
- 8)犬の放し飼いは危険ですのでやめましょう。また、猫は室内飼いに努めましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)事業活動に伴い騒音や振動、悪臭などを発生させないよう十分に注意しましょう。
- 2)建設機械や重機などによる騒音・振動の苦情がないよう十分に注意しましょう。
- 3)廃棄物の野焼きは禁止されていますので、規則に従い、適正に処理しましょう。
- 4)地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報の公開を進めましょう。

第2節 自然を保全し、共に生きるまちづくり

1

森林・農地の保全



現状と課題

(1) 森林の保全

本市の森林面積は 5,502ha であり、市の総面積の約半分を占めています。

森林は林産物の供給のほか、水資源のかん養や良質な水の供給、災害や地球温暖化の防止、保健・休養の場など、住民生活の安全の確保と潤いの提供に重要な役割を果たしています。

しかし近年は、木材需要の減少による木材価格の低迷や収益性の悪化などから林業の担い手が減少し、将来に渡る森林の適正な管理への影響が懸念されます。

この厳しい情勢の中で林業の振興を図るため、計画的に木材を活用する搬出間伐や除間伐など保育事業を実施し、多面的な機能を果たしている森林資源と自然景観の保全に努めています。

(2) 農地の保全

本市の農業は、恵まれた自然環境と特有の気候風土を土台として、農業者の高い技術とたゆまぬ努力により、本市の基幹的産業としての役割を果たしています。

しかし一方で、都市化の進展による優良農用地の減少、輸入農畜産物の増加に伴う価格の低迷、農業従事者の高齢化の進行や新規就農者の減少などが進む中で、農業経営を取り巻く情勢は年々厳しさを増しています。特に中山間地域では、高齢化・過疎化の進行に併せ、荒廃農地の増大が一層進行しています。

また、近年では、シカやイノシシ、ハクビシンなどの野生動物による農作物への被害が拡大するなど、農業を取り巻く環境は、本市においても厳しさを増しています。

このような状況の中、新しい地域農業の仕組みづくりや、農業を支える人づくり、新規就農者への支援、地域活性化ワイン特区の申請（平成 20 年 11 月内閣総理大臣認可）、ワインアカデミーの設立などにより、環境と共生する農業・農村の形成、地域の自然と風土を生かした農業振興を図っています。市民からも「山が多く、緑豊かなまち」というイメージが定着していますが、その一方で森林や農地の荒廃が懸念されており、有効な対策の実施が求められています。

今後、管理の行き届かない森林や耕作放棄地（荒廃農地）の増加に伴い、森林や農地の持つ水源かん養機能の低下が考えられるため、健全な水循環を維持する対策が必要です。

課 題

❖ 森林の適正な管理と保全

❖ 農業の担い手の確保と野生動物による被害の防止

目 標

担い手の確保と産業としての基盤整備の推進により農林業を活性化し、森林・農地を適正に保全します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①林業の振興と森林の保全

- 1)適正な間伐や植樹、松くい虫防除対策の推進
- 2)森林育成事業補助金の交付による支援
- 3)水源のかん養などの機能を高める森林整備の推進
- 4)森林整備計画の推進による森林の多面的機能の維持増進
- 5)林業後継者の育成、林業事業体の体質強化
- 6)公有林での里山手入れ体験など自然体験の実施
- 7)里山保全・美化を行う地域的な取り組みへの支援の検討
- 8)ボランティアなどによる枝打ち・下草刈り作業などや、森林・林業体験プログラムなどによる住民参加による森林整備の推進



✿ 奈良原市有林「東御の森」

②持続可能な農業の推進と農地の保全

- 1)減農薬、減化学肥料による環境にやさしい農業の推進
- 2)農産加工品や特産品の開発支援、優良農産物のブランド化
- 3)農業基本条例、農業振興計画、
農業振興地域整備計画などによる持続可能な農業の推進
- 4)味のセミナーなどによる伝統的な食材や料理の保護・伝承
- 5)農林業廃棄物の適正処理の推進、リサイクルの検討
- 6)家畜ふん尿などの適正な管理、堆肥などの適正な使用等の指導（悪臭の未然防止）



✿ ワイン用ブドウ

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)森林の間伐、松くい虫防除をすすめてみましょう。
- 2)野菜を買うときは減農薬で育てられたものを選びましょう。
- 3)里山体験や、下草刈ボランティアなどに参加しましょう。
- 4)森と親しみ、大切にしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)林業関係者や他業種の事業者と協力し、間伐材の有効利用を検討しましょう。
- 2)農地の適正管理により、農地の持つ公益的機能の維持に努めましょう。
- 3)荒廃農地の有効活用を検討しましょう。
- 4)家畜ふん尿などは適切に管理し、悪臭の未然防止に努めましょう。

現状と課題

(1) 健全な生態系の保全

本市は、市域の自然を特徴づける森林を保全するため、山火事の防止に努めています。また、森林を形成する樹木を保全するため、松くい虫やアメリカシロヒトリ、マイマイガなどの害虫を駆除するための事業を実施しています。また、アレチウリやオオキンケイギク、**オオハンゴンソウ**、オオブタクサ、ニワウルシ（シンジュ）など、野生化して繁殖している外来生物を駆除するための活動を市民と協働で実施しています。

この他、近年、市内においてシカやイノシシが出没しているため、地域住民の生活と野生生物の軋轢^{あつれき}を防ぎ、生態系のバランスをとることが求められています。

(2) 貴重な生物の保全

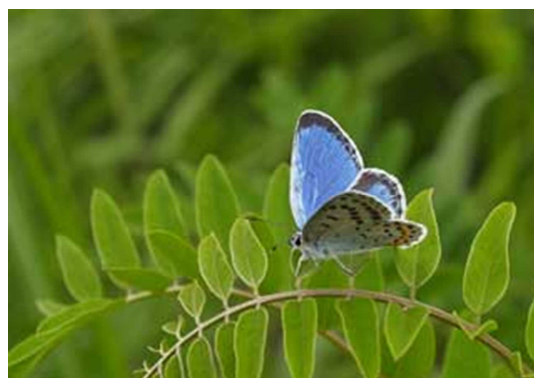
天然記念物として指定された貴重な植物群落や動物が分布しており、その保護と生息環境の保全が求められています。全国的にも貴重な生態系が残されており、生物多様性の保全に向けた適切な保全が求められています。

表 3-1 天然記念物（動植物）の状況

指定	名 称	具体的な内容
国指定	レンゲツツジ大群落	浅間連峰の西側に位置する湯の丸高原に約 60 万株分布し、毎年初夏に湯ノ丸山の山肌を鮮やかな朱色の絨毯のように染め上げます。
市指定	オオルリシジミ	環境省レッドデータブックで絶滅危惧種に指定され、全国的にも極めて珍しいチョウであり、本市では毎年初夏に北御牧地区のため池や水田地帯で舞う姿を見ることができます。



❖ レンゲツツジ大群落



❖ オオルリシジミと食草クララ

課 題

- ❖ 害虫や外来生物対策の強化
- ❖ 貴重な生物が生息する環境の保全

目 標

貴重な生物の保全と併せて、水辺や野原、雑木林などの身近な生態系の回復に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①身近な動植物の保全

- 1)希少生物（オオルリシジミなど）の生息・育成環境の保全と保護活動の支援
- 2)有害鳥獣の捕獲による駆除及び電気柵などの設置補助
- 3)生態系に悪影響を与えるアレチウリなど外来生物駆除対策の実施
- 4)生物の保全、生物多様性の確保についての市民の理解・協力に向けた広報・啓発
- 5)市域の貴重な動植物や生態系の保護に関する情報提供

②自然を学ぶ機会の創出

- 1)湯の丸自然学習センターを活用した自然観察会などの支援
- 2)湯の丸観光ガイドや自然学習のリーダーなどの養成
- 3)市民参加型イベントなどを活用した自然環境の保全に関する意識の高揚

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)身近な生物の生息場所は、地域の貴重な財産として大切にしましょう。
- 2)アレチウリなど特定外来生物への知識を深め、地域で協力して駆除しましょう。
- 3)水辺や雑木林など、身近に生息する生物について調べてみましょう。
- 4)自然観察会などに参加し、自然に関する知識と理解を深めましょう。
- 5)野生生物の保護活動に積極的に協力しましょう。
- 6)生物をむやみに捕まえたり、持ち帰ったりしないようにしましょう。
- 7)生物は正しく飼育・栽培し、むやみに遺棄（放流）しないようにしましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)大規模事業の実施の際は、自然環境への影響について十分に調査を行い、影響が最小限にとどまるよう努めましょう。
- 2)事業活動には、自然環境に配慮した最新の技術などを積極的に取り入れましょう。
- 3)野生生物の生息環境の保全や保護活動などには、積極的に参加・支援しましょう。

■本市で問題となっている外来生物・害虫

■特定外来生物



✕ アレチウリ



✕ オオキンケイギク

■生態系被害防止外来種



✕ オオブタクサ



✕ ニワウルシ（シンジュ）



✕ ハリエンジュ（ニセアカシア）

■その他外来生物



✕ クルミの葉を食害するアメリカシロヒトリの幼虫

■アレチウリと類似したクズの特徴



✕ アレチウリ

- ・ ツルから1枚ずつ五角形の葉が生える。
- ・ ツルには白い毛が生える。
- ・ ウリ科特有の巻ヒゲがある。
- ・ 根は深く張るが小さい。



● クズ

- ・ ツルから3枚1組の葉が生える。
- ・ ツルには黒っぽい毛が生える。
- ・ 巻ヒゲはない。
- ・ 根は大きく、葛粉が取れる。
- ・ クズは駆除対象ではありません。

■ハクビシン



- ・ 果実や野菜を好み、畑を荒らします。

■アレチウリ駆除のポイント

- ①種を付ける前に**駆除する**（9月前）
- ②出来るだけ小さいうちに抜き取る
- ③1年に数回抜き取る
（6月中旬・7月下旬～8月上旬・9月上旬）
- ④以上をアレチウリが生えてなくなるまで
数年間続ける

※除草剤の使用については周辺環境に影響がない範囲で行うようにしましょう。

外来生物被害予防三原則

侵略的な外来生物（海外起源の外来種）による被害を予防するために

1. 入れない

悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない。

2. 捨てない

飼っている外来生物を野外に捨てない。

3. 拡げない

野外にすでにいる外来生物は他地域に^{ひろ}拡げない。

※参考：環境省「外来生物法」

現状と課題

本市には、湯の丸高原や池の平湿原など、雄大な自然とふれあうことのできる場所が数多くあります。また、烏帽子岳や籠ノ登山などが登山コースとして人気があります。

この他、市内には天然記念物として指定された樹木などが多数分布しており、多くの市民や観光客に親しまれています。また、下水道の整備や地域住民の保護活動等に伴い、夏になると市内各所でホタルが見られるようになり、人と自然のふれあう場所や機会が増えてきています。

今後もこれらの貴重な自然を保全するとともに、自然とのふれあいの増進・活発化に向けて取り組んでいきます。



❁湯の丸高原

浅間連峰の西側に位置し、爽やかな亜高山帯の気候がありなす一帯は花高原として親しまれています。国の天然記念物にも指定されているレンゲツツジ大群落があります。



❁池の平湿原

標高 2000m の三方ヶ峰火山の火口原に広がる高層湿原です。特徴的な地形と気候条件により、里山に生息する生物から高山性の動植物までが混在し、高山植物の宝庫となっています。

表 3-2 天然記念物として指定された樹木

指定	名称	所在地	備考
県指定	宮ノ入のカヤ	東御市祢津宮ノ入 2358 (宮ノ入集会場近く)	樹齢推定 700 年以上という巨木で、「カヤの木様」と呼ばれ崇敬されている。
市指定	白鳥神社社叢	東御市本海野 1204-1 (白鳥神社)	樹齢 700 年を超える櫟（ケヤキ）のご神木をはじめとする森。
	黒槐（エンジュ）の木	東御市島川原 154 (諏訪神社)	樹齢約 800 年と推定されている巨木。
	滋野稻荷神社の皂莢（サイカチ）	東御市滋野乙 3034 (滋野稻荷神社)	樹齢推定約 350 年のご神木。

課 題

- ❖ 自然とふれあう機会・場所の充実
- ❖ 自然環境保全の意識の向上

目 標

自然とのふれあいの推進により、市域の自然環境保全に向けた意識を高めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①親しみのもてる水辺づくり

- 1)河川における水生生物の生息調査の実施
- 2)河川敷や河川近隣の遊歩道、公園等の整備や美化による水辺空間の利用促進
- 3)自然とふれあえる場の確保による自然観察会など自然体験学習の推進

②農業を通した自然とのふれあい

- 1)遊休地などを活用した市民農園の設置拡充
- 2)農業体験を通じた農業者との交流機会の創出
- 3)交流施設・イベントを活用した消費者とのふれあいの場づくり
- 4)農業体験実習施設、大田区休養村を利用した都市住民の農業体験の実施
- 5)農業体験や竹紙づくりなどものづくり体験観光の提供
- 6)農林業体験型観光などの推進のためのしくみづくり
- 7)自然学習プログラムに基づくネイチャーツーリズム事業の創出
- 8)健康志向に対応した森林浴ウォーク、ヘルスツーリズム事業の創出
- 9)「地産地消」の推進に向けた学校給食・保育園給食への地元農産物の供給
- 10)地元農産物に関する積極的な情報提供（地元産の農産物の販路拡大）



✿宮ノ入のカヤ
（県指定天然記念物）

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)河川や森林などでの体験学習やレクリエーション、自然観察会などに参加し、自然に関する知識と自然保護への理解を深めましょう。
- 2)水辺や雑木林などの身近な自然に生息する動植物について調べてみましょう。
- 3)野外活動やレクリエーションで出たごみは持ち帰りましょう。
- 4)用水管理道を、親水公園やホタル水路として活用しましょう。
- 5)地元農産物を積極的に消費しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)地域の自然観察会や野生生物の保護活動などに積極的に参加・支援しましょう。
- 2)森林ボランティアなどの活動などを通して、多くの市民との交流を深めましょう。
- 3)スーパーや飲食店で地元農産物を取扱い、「地産地消」を推進しましょう。

現状と課題

本市の景観は、市全体の土地利用の約3割を占める田畑により形成される穏やかな農村景観が大きな特徴となっています。また、こうした緑豊かな風景の中、江戸時代の宿場町の面影を残す歴史的景観や現在の市街地の町並みがアクセントとなっています。

本市の景観の基盤となっている農地は、一度農地以外のものに転用されると元に戻すことが困難なため、優良な農地を確保することは、産業としての農業を維持していくことに加え、景観保全の上でも大切なことです。本市では、農地転用許可制度や土地改良事業などを活用して、土地の合理的な利用を踏まえた上で、優良な農地を確保できるよう努めています。

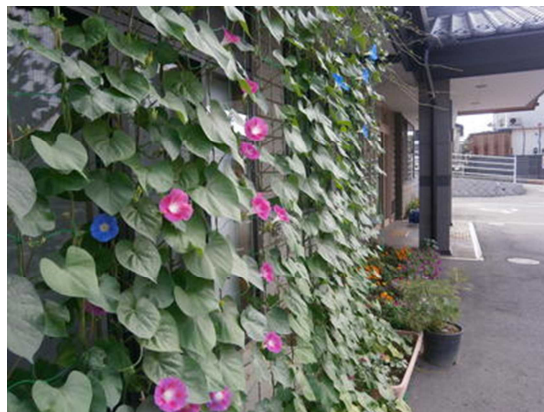
本市は緑のほか、豊かできれいな水が市の景観を特徴づけています。湧水が多く、この中でも片羽八幡水や針ノ木沢湧水は、市の天然記念物として指定され、貴重な文化財として市民に大切にされています。

このように、本市には大切にしたい風景・景観が数多くあり、これらを守るため、長野県屋外広告物条例に基づき、さらに、市独自の東御市景観形成指導基準を定めて屋外広告物の設置を規制（禁止）しています。また、都市計画区域の用途地域の指定に基づく適正な建築物の設置に努めているほか、景観形成住民協定に則り土地利用及び建築物の基準を定めています。

この他、毎年夏に市役所庁舎や公民館などにグリーンカーテンを設置しています。建物や周辺部の緑化は良好な景観を形成するだけでなく、建物の省エネにも有効なので、緑化の推進のため緑化推進事業補助金及び生垣設置補助金による支援を行っています。



❁重要伝統的建造物群保存地区
「海野宿」



❁滋野コミュニティセンターの
グリーンカーテン（アサガオ）

課題

- ❖ 景観を保全する意識の高揚
- ❖ 市域全体での良好な景観形成の推進

目 標

地域全体での美観や地域住民の意識の向上に向けて、より良い景観の保全と創出を総合的に推進します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①風景・景観の保全

- 1)海野宿（重要伝統的建造物群保存地区）の保存と整備、PR の推進
- 2)町並みや田園風景など、地域ごとの特徴となる景観の保全
- 3)「景観を考える会」など市民団体の支援、自然と景観をまもるシンポジウムの開催
- 4)市域における良好な景観を眺望したり、四季の花などを鑑賞できる地点を示したポイントマップの作成
- 5)景観に配慮した屋外広告物の規制
- 6)景観づくりのための住民協定の締結
- 7)農村景観の保全に向けた活動や体制づくりの支援
- 8)荒廃農地などの対策と併せた良好な田園風景の確保
- 9)河川の景観改善対策の実施
- 10)良好な景観の形成、景観資源の保全対策に関する市民や事業者の理解、協力を得るための広報・啓発



❁企業と地元区の協働による桜の植樹
（森林の里親促進事業）

②地域における緑の保全

- 1)地域のコミュニケーションの場となる公共緑化の整備
- 2)緑のサポーターなど地域の緑化に取り組むボランティアの育成・支援
- 3)道路や駅前広場など公共空間における花いっぱい運動への支援
- 4)天然記念物である大木の保全
- 5)地域が協働で取り組む花壇づくりや緑化運動への支援

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)見慣れた地元の風景を見つめなおし、素敵なビューポイントを発見しましょう。
- 2)自分の住む地域の景観保全対策に協力しましょう。
- 3)グリーンカーテンや花壇への植栽など家庭に花や緑を増やしましょう。
- 4)空き家が景観を損なうことのないよう、所有家屋は適正に管理しましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)工場や事業所などの建築物や広告物は、周辺景観に配慮しましょう。
- 2)工場や事業所などの敷地内に樹木の植栽や花壇を設置しましょう。

第3節 地球環境に配慮したまちづくり

1

ごみの減量化と適正処理



現状と課題

(1) ごみの減量化

本市ではこれまで、ごみの減量化に努めてきており、1人1日あたりのごみの総排出量は、長野県の平均を大きく下回っています。

平成30年度のごみの排出量は、511g/人・日（長野県は811g）でした。また、東御市の可燃ごみの排出量は減少傾向で推移しています。

ごみの減量化の一環として、生ごみの自家処理推進のために、生ごみ処理機器の設置に際して補助金を交付しており、手軽に取り組めるダンボール式生ごみリサイクルの普及も行っています。

この他、海洋プラスチック対策の一環として、レジ袋の削減に向けてのマイバッグ持参の普及に取り組んでいます。

(2) 循環型社会の形成に向けて

上田地域広域連合が策定したごみ処理広域化計画に従い、資源循環型施設建設の実現に向け努力しており、また生ごみリサイクル施設の建設における生ごみをはじめとするごみの減量化に取り組めます。

(3) ごみの減量化

東部地区から排出された可燃ごみは、上田地域広域連合の焼却施設で処理されています。ごみ処理に伴う環境負荷の低減とごみ処理施設での適正処理の推進に向けて、今後もごみの減量化と資源化の推進によるごみ処理量の削減が必要です。また、ごみ処理量の削減は、ごみ処理経費の削減にもつながります。ごみの分別の徹底と減量化、資源化に向けごみ減量アドバイザーと連携し広報などでの意識啓発を行っています。てんぷら油を拠点回収し、塗料の溶剤として再利用するなど、ごみの資源化に向けた各種の取り組みを行っています。

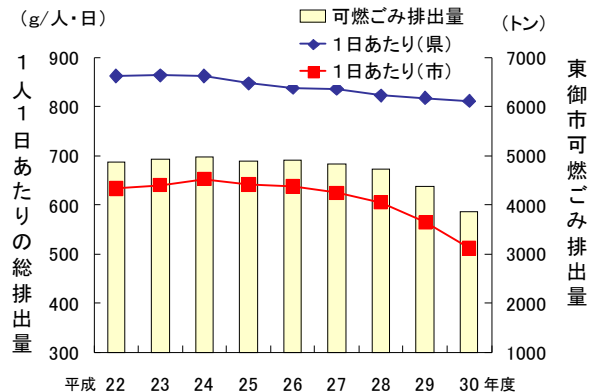
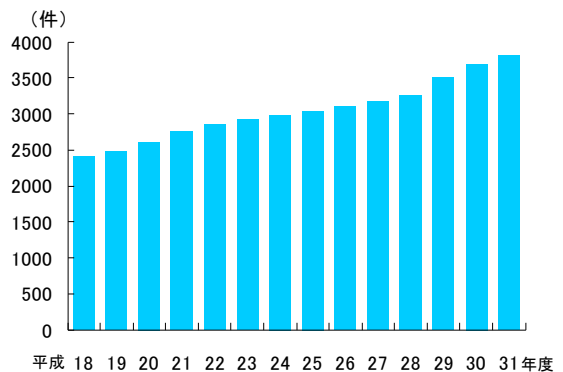


図3-7 ごみ排出量の推移



注) 交付件数：平成5年度以降の累計

図3-8 家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付件数の推移

課題

- ❖ ごみの減量化・資源化の推進
- ❖ 生ごみなど分別方法等の見直し

目 標

ごみの減量化・資源化を推進し、環境負荷の軽減に努めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①ごみの減量化（ごみの排出前）

- 1)「一般廃棄物処理基本計画」の推進によるごみの減量化・資源化の推進
- 2)生ごみの減量化・堆肥化への支援
 - ・生ごみリサイクル施設を中心とした市内全域を網羅する生ごみリサイクルシステムの構築
 - ・生ごみ処理機器設置補助金制度の活用とダンボール式生ごみ堆肥化などの普及啓発
- 3)資源化できるごみの分別の推進
- 4)ごみの分別・出し方ポスターの外国語翻訳
- 5)市のホームページやパンフレットなどを使ったごみの3 R（発生抑制・再利用・再資源化）運動などに関する情報発信
- 6)ごみの3 R運動など普及啓発活動のためのごみ減量アドバイザーの養成
- 7)市役所内でのごみ減量化・分別、グリーン購入の率先的推進
- 8)グリーン購入の地域への普及啓発
- 9)各家庭からの剪定ごみの資源化



☆ てんぷら油の拠点回収

②ごみの適正処理（ごみの排出後）

- 1)広域ごみ処理の推進
- 2)堆肥など有機性資源の農業への活用推進

☆ ダンボール式生ごみリサイクルの様子



市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)分別ルールを守り、適正にごみ出しをしましょう。
- 2)ごみの減量化のため、買い物に行くときはマイバッグを持参しましょう。
- 3)過剰な包装は断り、洗剤などは詰め替え製品などの環境にやさしい商品を選びましょう。
- 4)ものを大切に長く使い、必要なものを必要な分だけ購入しましょう。
- 5)生ごみの水切りや堆肥化など、ごみの減量化に心がけましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)法令（排出者責任の原則）を遵守し、適正に排出、処理しましょう。
- 2)廃棄物処理施設への搬入ルールを守りましょう。
- 3)レジ袋の削減に協力したり、過剰包装を自粛するなど簡易包装に努めましょう。
- 4)書類のペーパーレス化など、ごみ減量について検討しましょう。
- 5)事業関連団体、事業者によるリサイクルの連携を図りましょう。

現状と課題

(1) 環境美化

地域の環境美化のため、本市は市民と協働で、まちをきれいにする月間による道路・河川清掃（区ごとの清掃活動）や、花いっぱい運動による花苗の配布・植え付けなどを行っています。

また、近年では、事業所敷地内の緑化や花壇整備、事業所周辺の道路の清掃活動などを行ったり、地域の美化活動や環境保全活動に参加・協力する事業所が増えてきています。



❁ 市民団体による花壇整備の様子

(2) 不法投棄対策

本市は、山林や農地、原野、河川敷などが多く、ごみの不法投棄を招きやすい地理的条件にあります。また、近年では、**不法投棄の発見件数（苦情件数）は減少傾向にあります**が、消費生活の拡大や交通事故の発達に伴った、高速道路沿いや農地、山林などへのごみの不法投棄は**まだまだ目立ちます**。

このため、現状では、環境保全監視員や市の職員による不法投棄パトロールを行うことで未然防止に努めています。また、市内の区（自治会）との協力、県や警察との連携のもとで、不法投棄の現場を発見した場合は厳しく指導するなどして対応しています。

不法投棄の常習箇所、ごみを捨てにくい環境にしようと「お地蔵さん」の**設置やロープ設置など**、不法投棄禁止の徹底に向けて啓発活動を行っています。

この他、空き地や空き家を放置しておく、不法投棄が行われる可能性があるため、所有地の適正管理の徹底に向けて市民や事業者への広報・啓発などを行っています。

ごみの不法投棄やポイ捨ては、環境美化を損ねたり、地域の住民の迷惑になるほか、河川や地下水を通して広範囲に悪影響を及ぼすため、状況の改善に向けた対策の強化が必要です。



❁ 不法投棄防止ロープ（河川沿い）

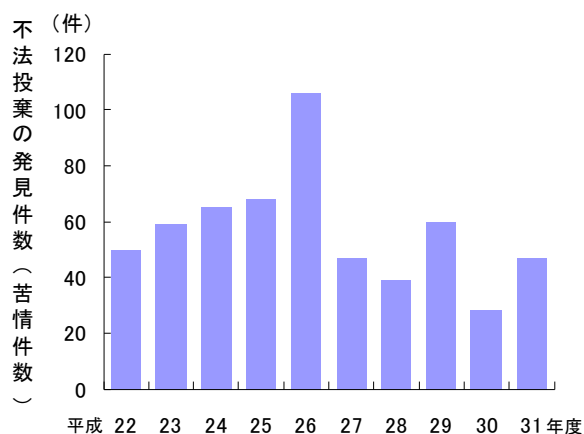


図 3-9 不法投棄の発見件数の推移

課 題

- ❖ 地域の環境美化の推進
- ❖ 不法投棄の未然防止に向けた対策の強化

目 標

地域の美化活動の推進と不法投棄対策の強化により、清潔な地域環境を確保します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①環境美化の推進

- 1) まちをきれいにする月間などによる市民・事業者・市の協働による環境美化運動の推進
- 2) 道路や駅前広場など公共空間における花いっぱい運動への支援
- 3) 空き地などの適正管理の指導（ごみの不法投棄などの防止）

②不法投棄対策の強化

- 1) 不法投棄防止看板の設置や監視体制の強化による不法投棄の未然防止
- 2) 関係機関との連携による摘発の強化
- 3) 不法投棄された廃棄物の速やかな回収
- 4) 不法投棄の場所や状況などの情報整理による基礎データの蓄積と検証

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1) 区内一斉清掃など、地域の清掃活動・美化活動に積極的に参加しましょう。
- 2) たばこの吸い殻や空き缶など、ごみのポイ捨てをしないようにしましょう。
- 3) 散歩のときの犬のふんは、きちんと始末しましょう。
- 4) 地域のごみステーションなどは適正に管理し、清潔な状態を維持しましょう。
- 5) 不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市役所などに連絡しましょう。
- 6) 所有地の適正な管理に努め、ごみを不法投棄されないようにしましょう。
- 7) 空き地・空き家が衛生上有害な状態となることなどで、周辺の生活環境を害することのないよう、適正な管理に努めましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1) 工場・事業場敷地周辺の定期的な清掃を実施しましょう。
- 2) 地域の清掃や花の植栽などに参加し、地域の環境美化に協力しましょう。
- 3) 屋外設置の自動販売機周辺のごみの散乱防止に努めましょう。
- 4) 法令を遵守し、産業廃棄物を適正に処理しましょう。
- 5) 不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市役所などに連絡しましょう。
- 6) 所有地の適正な管理に努め、ごみを不法投棄されないようにしましょう。

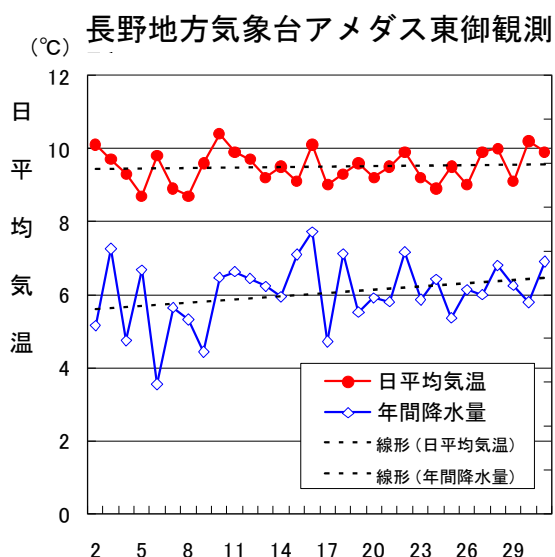
現状と課題

近年、日本各地での猛暑日（日最高気温 35℃以上）の増加や、豪雨による災害が頻発しています。本市での気象観測結果をみると、日平均気温は微量ながら上昇傾向を示し、降水量も増加をしています。本市においても、さらなる推進のために「第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市域からの温室効果ガスの排出抑制に努めております。平成25年の市域からの温室効果ガス排出量を推計すると約300千t-CO₂であり、平成29年では約281千t-CO₂と一定の成果は得られています。

東御市役所は地方公共団体の責務として、市の事務及び事業に関し「東御市役所地球温暖化防止実行計画（エコオフィスプラン）」を策定し、省エネ・省資源の推進など地球温暖化防止に率先して取り組んでいます。また、環境マネジメントシステムによる環境改善や、職員の意識改革・率先垂範に取り組んでいます。

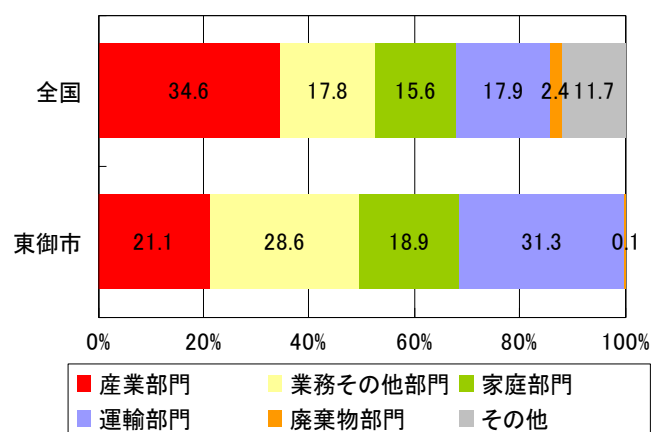
この他、市域からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、「第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民や事業者への意識啓発・広報に取り組んでいます。また、市民との協働の取り組みとしては、環境市民会議と共催で、毎年10月3日（とうみの日）に「とうみエコライフ DAY」を開催し、地球温暖化防止に向けた意識高揚・行動の実践を図っています。

防犯灯（道路の街灯）については市管理のものはすべてLED化され、区（自治会）管理のものもLED化が進められています。区によっては既にすべてLED化された区もあります。



資料:気象庁

図 3-10 平均気温と降水量の推移



注1. 二酸化炭素総排出量の内訳

注2. その他の内訳はエネルギー・転換部門や工業プロセス等。東御市は該当しない。

図 3-11 温室効果ガス排出量の内訳
(平成29年度)

課題

- ❖ 地球温暖化防止意識向上のための普及啓発の推進
- ❖ 市民や事業者の日常の生活や事業活動の見直し

目 標

家庭生活や事業活動を見直し、効果的・効率的に省エネを行うなど、地球温暖化防止の取り組みを推進します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①市の事務・事業での省エネの推進

- 1)省エネ、ノーマイカーデー運動の推進
- 2)防犯灯のＬＥＤ化の推進・支援
- 3)市役所の地球温暖化防止実行計画、環境マネジメントシステムの推進
- 4)照明器具のＬＥＤ化、機械設備や機器の改善による
公共施設での省エネの推進



✿統一省エネラベル

②地域での地球温暖化の防止

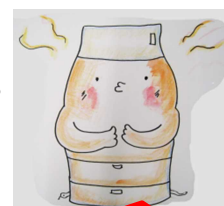
- 1)市全体を対象とした第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の推進
- 2)混み合った森林の間伐によるCO₂削減の推進
- 3)地球温暖化防止に関する市民活動の推進
- 4)事業者の環境保全活動への支援
- 5)日常の家庭生活や事業活動が地球環境に与える影響などの広報
- 6)自宅や事業所で手軽に実践できる地球温暖化対策の取り組みに関する情報提供



✿エコマーク

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)集落で管理している防犯灯をＬＥＤに更新しましょう。
- 2)電化製品などを購入するときは、省エネ型や節水型の製品を選びましょう。
古い冷蔵庫を交換すると消費電力が半分まで下がる可能性があります。
- 3)冷蔵庫・エアコンなどを廃棄するときは、ルールを守りましょう。
- 5)夏場は、早寝早起き型の生活をしてみましょう。
- 6)真夏や真冬は、家族で１部屋に集まって過ごし、
冷暖房の節電を心がけましょう。
- 7)地球温暖化の問題について、家庭で話をしてみましょう。



冷蔵庫に物を詰めすぎないようにしましょう。(冷気が行き渡らず電気を余計に消費してしまいます。)

事業者の取り組み（環境配慮指針）

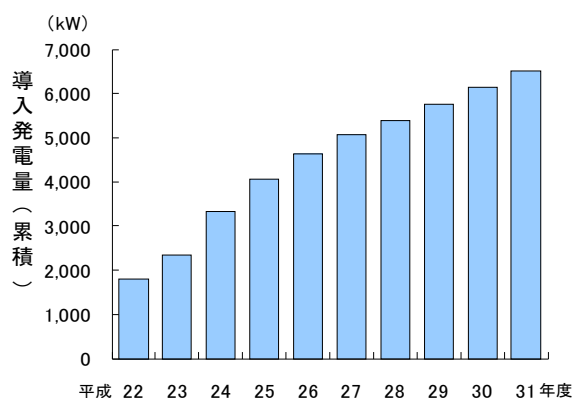
- 1)クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房機器を適正な温度で使用しましょう。
- 2)照明やＯＡ機器などの節電を励行し、省エネに努めましょう。
- 3)製造設備・空調設備などの導入・更新の際は、省エネ型の製品を選びましょう。
- 4)空調機器などのフロンガス使用製品の廃棄は、ルールに従い適正に処理しましょう。
業務用空調機などのフロン類の回収が確認できない機器の引き取りは禁止されました。
- 5)地球温暖化の問題について関心を持ち、理解を深めましょう。

現状と課題

(1) 建物の低炭素化

本市の各家庭（自家用車を除く）で消費するエネルギーは、1世帯あたり原油換算で約1,760リットルであり、全国平均より約4割多くなっています。主な要因は冬季の暖房用のエネルギーです。その一方で、本市は雨が少なく日照時間が長い（日射量は東京の約1割増）という気候特性や豊かな森林に恵まれているという自然特性があり、これらを活かした再生可能エネルギーの普及に向けた取り組みの展開が期待されます。

森林資源としての木質バイオマス（薪・木質ペレット）の利用を促進するため、住宅への木質バイオマスストーブの設置に補助金を交付しています。木質バイオマスの活用は、良好な森林整備に向けて間伐を推進するほか、化石燃料使用量の削減による地球温暖化防止の効果があります。



注）発電量：平成12年度以降の累計

図3-12 住宅用太陽光発電システム設置
補助金による太陽光発電量の推移

(2) 移動手段の低炭素化

本市は、地理的条件から鉄道やバスなどの公共交通が十分に整備されているとはいえず、移動に際しては自動車への依存が高くなっています。このため、市域からの温室効果ガス排出量は、家庭部門や事業部門よりも運輸部門（特に自動車）からが多いことが特徴です。

また、自動車からの温室効果ガスの削減のため、市役所公用車をガソリン車から低公害車に更新する取組を進めているほか、電気自動車の一般への普及に向けて、急速充電設備を中央公民館に設置し、補助制度の整備も行いました。

今後高齢化が進んでいくことを踏まえると、公共交通のあり方の検討が必要です。公共交通の利用は、自動車からの温室効果ガスの削減にもつながります。



✿急速充電設備と電気自動車（右）

課 題

- ❖ 再生可能エネルギーの利用推進
- ❖ 低公害車の普及と公共交通の充実

目 標

再生可能エネルギーを利用した自給自足のまちづくりに向けて、各種の検討を推進します。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①再生可能エネルギーの普及推進

- 1)再生可能エネルギーに関する調査研究
- 2)木質バイオマス資源の研究
- 3)個人住宅や事業所への太陽光発電の普及支援と
公共施設への太陽光発電の普及拡大



✳️デマンド交通システム（レッツ号）

②利便性の高い公共交通の整備

- 1)デマンド交通システム(レッツ号)と路線バスの運行
- 2)自家用車の利用自粛と公共交通機関の利用推進に向けたノーマイカーデーの設置の検討
- 3)駅ターミナル機能の向上、しなの鉄道の利用促進
- 4)道路整備計画による幹線道路の効果的な整備
- 5)市の公用車への低公害車などの導入と、家庭や事業所への普及に向けた支援の充実
- 6)電気自動車の充電設備など、低公害車の普及に向けたインフラの整備
- 7)電気自動車、燃料電池自動車などの低公害車購入補助制度の導入検討



市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用について検討しましょう。
- 2)住宅への『HEMS（Home Energy Management System）』の導入を検討しましょう。
- 3)近所への買い物などには、徒歩や自転車を使用しましょう。
- 4)アイドリング・ストップやふんわりアクセルなど「エコドライブ」を心がけましょう。
- 5)自動車を購入する際には、低公害車を選びましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用について検討しましょう。設備の設置に際しては、植生や表土などへの負荷を抑えるよう配慮しましょう。
- 2)再生可能エネルギーを導入した場合には、積極的にPRしましょう。
- 3)事業所への『省エネナビ』や『BEMS（Building Energy Management System）』の導入を検討しましょう。
- 4)自動車を購入する際には、低公害車を積極的に導入しましょう。
- 5)自動車は定期的に点検・整備しましょう。
- 6)アイドリング・ストップの励行や急発進をしないなどのエコドライブを心がけましょう。
- 7)通勤に際しては、公共交通や自転車を利用しましょう。



現状と課題

本市は四季を通じて雨が少なく、日照時間に恵まれた地の利を活かして平成12年から住宅用太陽光発電設備設置補助事業を行うなど、再生可能エネルギーの普及を進めてきました。

しかし東日本大震災と原子力発電所の事故により、エネルギーに対する考え方が変わり、安全も含めた環境保全が大切であると再認識されたとともに、令和元年東日本台風などの昨今の異常気象の経験から災害時の電力として再生可能エネルギーが注目されています。

これらの変化を踏まえ、本市においても、社会経済情勢の変化や環境行政をとりまく状況に的確に対応しながら、再生可能エネルギーを利用した安心・安全のまちづくりをより一層進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの導入状況

市内では、太陽光や水力などを利用した再生可能エネルギー施設が各所に稼働しています。

再生可能エネルギー発電には、太陽光発電（公共施設・住宅・事業所の屋根を利用したものや野立てのものがあります）や水力発電、木質バイオマス発電があります。

表 3-3 公共施設の屋根の太陽光発電

施設名称	発電出力 (kW)	導入年度	施設名称	発電出力 (kW)	導入年度
東御市役所 本庁舎	30	平成 24 年 (2012)	東部中学校	10	平成 14 年 (2002)
中央公民館	30	平成 25 年 (2013)	北御牧中学校	10	平成 14 年 (2002)
助産所とうみ	10	平成 22 年 (2010)	滋野コミュニティ センター	5	平成 20 年 (2008)
北御牧保育園	5.4	平成 18 年 (2006)	和コミュニティセンター	5	平成 16 年 (2004)
祢津保育園	10	平成 22 年 (2010)	加沢公民館	7.4	平成 22 年 (2010)
滋野保育園	10	平成 25 年 (2013)	新屋公民館	5	平成 23 年 (2011)
和保育園	10	平成 26 年 (2014)	西田沢集会場	20	平成 27 年 (2015)
田中保育園	10	平成 27 年 (2015)	道の駅雷電くる みの里(トイレ)	10	平成 15 年 (2003)
累 計				187.8	

課 題

- ❖化石燃料に依存した社会からの脱却
- ❖太陽光の有効利用

一般住宅の屋根への太陽光発電設備の設置については平成 12 年度より補助制度を行っており、平成 31 年度時点で累計 6.5 メガワットとなっています。

表 3-4 住宅屋根の太陽光発電

年度	導入件数(件)	発電出力(kW)	年度	導入件数(件)	発電出力(kW)
12	31	110.20	22	128	531.75
13	14	53.18	23	128	553.61
14	33	127.46	24	215	979.32
15	28	110.68	25	145	725.43
16	32	137.35	26	105	572.39
17	38	145.99	27	88	439.90
18	22	86.49	28	66	327.45
19	19	66.82	29	57	351.62
20	35	134.12	30	63	397.95
21	67	294.09	31	58	360.15
累計				1,372	6,505.95

事業所屋根への太陽光発電設置については、平成 24 年度から平成 29 年度まで、設置融資利子補給制度を行い、工場やアパートの屋根への設置を進めてまいりました。

また、地面設置型太陽光発電設備については、10kW 以上の規模について市への届出が義務付けられており、安全の確保や周囲への環境負荷について指導をしています。

表 3-5 事業所屋根の太陽光発電

年度	導入件数(件)	発電出力(kW)
24	1	18.4
25	7	246.5
26	11	942.8
27	4	105.3
28	4	1,762.1
29	1	49.4
累計	28	3,142.5

表 3-6 地面設置（野立て）の太陽光発電

年度	導入件数(件)	発電出力(kW)
24	2	454.0
25	8	1,284.4
26	14	1,064.6
27	33	8,531.9
28	19	2,637.2
29	13	1,277.9
30	25	3,318.2
31	17	1,010.8
累計	131	19,579.0

水力発電については市内に電力会社の発電所があり、傾斜の多い地形を活かして古くから発電が行われています。

表 3-7 市内水力発電所の状況

発電所名	営業運転開始年	発電出力(kW)
塩沢第 1 発電所(奈良原地籍)	大正 13 年 (1924)	360
塩沢第 2 発電所(奈良原地籍)	大正 14 年 (1925)	410
島川原発電所	昭和 5 年 (1930)	16,300

目 標

再生可能エネルギー導入などの推進施策と省エネ施策により再生可能エネルギー自給率を向上し、持続可能な生活を目指します。

再生可能エネルギー自給率による進捗管理

○再生可能エネルギー自給率とは

市内において、地域特性を活かした再生可能エネルギーを普及させ、電力を自給自足することにより、低炭素化を推進するための指標です。

再生可能エネルギーによる発電量の増加や、省エネ活動の普及により再生可能エネルギー自給率を高めることを本計画における数値目標の一つとして設定します。

再生可能エネルギー自給率の定義は、以下のとおりとします。

$$\text{再生可能エネルギー自給率(\%)} = \frac{\text{東御市の1年間の再生可能エネルギーによる発電量(kWh)}}{\text{東御市の1年間の電力消費量(kWh)}}$$

再生可能エネルギー自給率(%) = $\frac{\text{再生可能エネルギー発電量(分子)を増やす} \uparrow \text{創エネ}}{\text{電力消費量(分母)を減らす} \downarrow \text{省エネ}}$

省エネと創エネは低炭素化をすすめる上での両輪となります

- ・ 分子を再生可能エネルギー発電量とし、創エネが進むと増えます。
- ・ 分母を電力消費量とし、省エネが進むと減ります。
- ・ 創エネと省エネの両方に取り組み、再生可能エネルギー自給率を増やしていきましょう。



❀ 中央公民館の太陽光パネル

再生可能エネルギー自給率目標値

今後、再生可能エネルギー導入等の推進施策と省エネ施策を計画的に実施することにより、「再生可能エネルギー自給率」を目標年度の令和 7 年度において **86.5%**とします。

表 3-8 再生可能エネルギー自給率の目標値 （単位：千 kWh／年）

区 分	現状値	中間値	目標値
	H 2 6 年度	R 2 年度	R 7 年度
I .再生可能エネルギー発電量	117,589	160,470	165,176
①市（公共施設の屋根の太陽光）	232	290	305
②市民（住宅屋根の太陽光）	6,798	9,892	11,059
③事業者（屋根や地面の太陽光）	5,887	33,412	36,936
④水力発電など	104,673	116,876	116,876
II .東御市の電力消費量	198,231	191,012	191,012
III .再生可能エネルギー自給率	59.3%	84.0%	86.5%

注 1. 水力発電所の発電量は、発電所の発電容量を基に以下の式を用いて算出しました。

$$\text{水力発電所の発電量} = \text{発電出力 (kW)} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times \text{設備利用率 (0.7)}$$

注 2. 市・市民・事業者の中間値と目標値の発電量は、平成 31 年度までの実績値に基づき将来の設置戸数を想定し、求めた値です。

注 3. II .東御市の電力消費量は、R2 年度までを過去(H22～26)のデータに基づきその減少傾向を 2%/年とし、R3 年度からは減少なしとして算出した値です。

第4節 市民や事業者との連携・協働の推進

1

環境教育の推進



現状と課題

本市の小・中学校や高等学校では、地域の環境に関する学習のほか、児童会や生徒会活動の一環として地域の道路清掃や校内の緑化活動などを行っています。

また、学校給食から生じた生ごみを堆肥化し、市内の農家の協力により、生ごみ堆肥を利用した野菜作りをすることで、循環型社会の体験学習を実施している学校もあります。

本市では、事業活動に伴う環境負荷の低減に向けて、ISO14001 や環境省のエコアクション 21 など、環境マネジメントシステムの認証取得事業所への補助金を交付しています。**平成 31 年度までの交付件数は累計 39 件です。**

この他、上信越高原国立公園や蓼科、八ヶ岳連峰などの恵まれた自然環境や豊かな農村環境などを、市民や事業者だけでなく、訪れた観光客に体感してもらうことにより、たくさんの人に環境問題への意識啓発を図ることが望めます。

保育園では、市内 5 ケ所全てが信州型自然保育認定制度により認定され、豊かな自然環境や地域資源を積極的に取り入れた保育の普及を図っています。

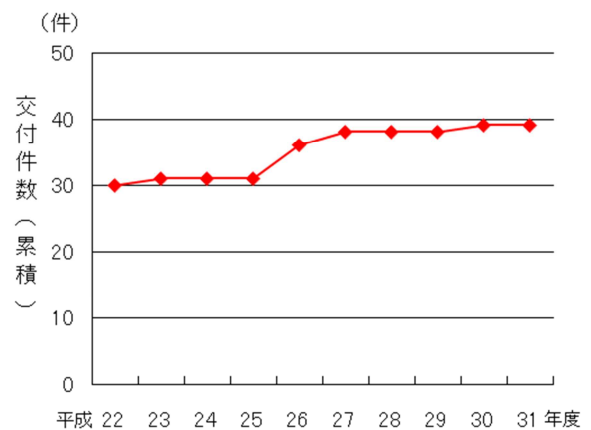


図 3-13 ISO 等の認証取得事業所への補助金交付件数の推移



✿ 高校生と合同の水生物調査の様子



✿ 未就学児による森林体験教室

課 題

- ✦ 環境学習の機会の確保と充実
- ✦ より効果的な情報提供の方法やしくみの検討

目 標

環境教育の充実、環境に関する情報提供の推進により、市民や事業者の環境保全への意識を高めます。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①学校や地域での環境教育の充実

- 1)学校での環境教育の推進、環境にやさしい学校づくり（省エネ）の推進
- 2)未就学児への環境教育の実施、推進
- 3)自然とふれあう自然観察会や森林ボランティアなど、環境学習の機会の充実
- 4)子供を対象とした農業・環境などの体験学習の実施
- 5)授業でのクリーンセンター見学
- 6)学校などでのグリーンカーテンの設置
- 7)給食の地産地消、地元生産者とのふれあい



✿ 保育園の園庭の芝生化

②環境に関する情報提供の推進

- 1)市民や事業者がよりよい環境づくりに関心を持ち、自主的に行動できるような環境情報の提供のあり方の検討
- 2)市の環境の状況や各種施策の推進状況についての情報公開
- 3)くらしを見直そう展など、市の行事やイベントを利用した環境情報の提供

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)環境問題に関する情報を積極的に収集し、正しい知識を深めましょう。
- 2)環境に関する学習会や講座、自然観察会などに積極的に参加し、知識を深めましょう。
- 3)市が提供する環境保全の取り組みなどを日々の生活の中で実践しましょう。
- 4)エコキャップ（ペットボトルキャップ）回収により、子どもの頃からごみの分別に取り組みましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)ISO 等の認証を取得し、事業活動からの環境負荷の低減に努めましょう。
- 2)社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境を保全する意識を高めましょう。
- 3)エコライフDAY（→p.40 参照）等、市が行うイベント、学習会、講演会、セミナーなどに積極的に参加しましょう。
- 4)市や関連団体・業界団体などと連携し、環境教育・環境学習の機会や場所の提供、人材の派遣などに協力しましょう。

現状と課題

環境保全のための取り組みは、それぞれを単独で行うのではなく、取り組みの実施主体が相互に連携・協働して「つながる」ことで、効果が大きくなります。地域コミュニティが良好に機能している場合、地域における環境保全の取り組みも活発に行われていることが報告されています。このため、「良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる」という『環境と社会の好循環』をそれぞれの地域において作っていくことが望まれます。

本市では、市民、事業者、行政といった取り組みの実施主体がネットワークを形成することにより、体験の共有化を図り、何かひとつの取り組みを契機として、より幅広い取り組みの推進につなげていくことができるように努めています。

具体的には、市域の特性や長所を最大限に活かした上で、市民、事業者、行政がそれぞれの役割についての認識を深め、緊密な協力関係を築き、市民、事業者、行政のパートナーシップを醸成し、ともに行動することで、まちぐるみでの取り組みをより一層促進しています。また、各種の補助制度などにより、市民や事業者の環境保全の取り組みをサポートしています。



❁ ごみ減量アドバイザーによる
園児向けのリサイクルの指導



❁ 市民団体による緑化・花壇整備の様子

表 3-9 環境保全活動等の支援に向けた補助制度等

制 度 名	具体的な内容
地域づくり活動補助制度	地域の活性化や協働のまちづくりを推進するため、区や市民活動団体など公共的団体が自ら考え、自らが行動を起こす地域づくり活動に補助金を交付。
地域社会活動支援のための備品の貸出し制度	市民と行政の協働のまちづくりを推進し、地域の自主活動（地域住民による公共施設や用地の環境美化、資源回収、道路維持、緑化推進活動など）を支援するため、軽トラックをはじめ、各種の機材・備品の貸し出しを実施。

課 題

- ❖ 市民や事業者の自発的な環境保全活動の支援
- ❖ 市民・事業者・行政の双方向のコミュニケーションの充実

目 標

地域が一体となった環境保全活動などを推進し、『良好な地域社会が良好な地域環境をつくり、良好な地域環境が良好な地域社会をつくる』という『環境と社会の好循環』の形成を図ります。

施策と環境配慮指針

市の取り組み（施策）

①市民・事業者・行政の連携・協力の推進

- 1)ごみ減量アドバイザーなど環境活動推進員の育成
- 2)まちをきれいにする月間など、
地域における美化活動や資源回収など環境保全の
取り組みの推進による地域コミュニティの活性化
- 3)環境に関連する情報の発信、市民や事業者への広報の推進
- 4)NPO やボランティア団体などとの連携や情報交換の促進
- 5)市民主体の環境活動団体への支援



✿ タイヤで作ったプランター
(市内で中古車を取り扱う会社が作成)

②都市と農村の地域間交流の推進

- 1)芸術むら公園における竹紙づくりなどものづくり体験型観光の提供
- 2)農業体験実習施設、大田区休養村を利用した都市住民の農業体験の実施
- 3)農林業体験型観光などの推進のためのしくみづくり

市民の取り組み（環境配慮指針）

- 1)花いっぱい運動など、地域の清掃活動や美化活動、自然保護活動などに積極的に参加しましょう。
- 2)日々の生活と環境問題との関わりについて考えましょう。
- 3)地域に昔から伝わる生活の知恵を学び実践しましょう。
- 4)環境について学んだ知識や体験を、次の世代に伝えましょう。

事業者の取り組み（環境配慮指針）

- 1)環境認証の取得、ごみ処理や省エネの取り組みなど、
環境保全のための社内体制の整備を進めましょう。
- 2)事業者間の交流や情報交換に努めましょう。
- 3)地元の住民との交流や意見交換などの機会を設けましょう。
- 4)事業活動を通じた環境保全の取り組みや蓄積した知識、
ノウハウを積極的に情報発信しましょう。
- 5)事業活動で得た知識や技能を活用し、環境関連の
各種イベント・行事へ積極的に参加・協力しましょう。



✿ ごみ減量アドバイザーによる
傘の古布で作ったマイバッグ

第4章 環境指標

環境指標

「望ましい環境像」の実現にむけ、「環境指標」を設定します。環境指標とは市環境の状況や環境施策・市民活動の成果を計るもので、どれだけ環境への取り組みが来ているかの目安となります。

環境指標		現状値 (H26 年度)	第2次計画目標値 (R7 年度)	備考	頁
1	河川の水質状況 BOD（生物化学的酸素 要求量）値	1.01mg/ℓ (単年)	0.84mg/ℓ以下 (単年)	・参考) 河川A類型の環境基準 は 2.00mg/ℓ以下	18
2	生活排水処理率	91.7% (累計)	97.4% (累計)	・下水道や合併処理浄化槽など により生活排水を処理してい る人口の割合 ・目標値は第2次一般廃棄物処 理基本計画による	18
3	道路沿線 NO ₂ 濃度	0.01 ppm (単年)	0.01ppm 以下 (単年)	・参考) 大気の環境基準は 0.06ppm 以下	22
4	間伐面積	86ha (累計)	217ha (累計)	・目標値は第2次東御市総合計 画による	26
5	可燃ごみの総排出量	4,909 t (単年)	廃棄物処理計画見 直し中	・目標値は東御市第2次一般廃 棄物処理基本計画による	36
6	家庭用生ごみ処理機購入 補助金交付件数	3,094 件 (累計)	3,900 件 (累計)	・73 件/年の増	36
7	住宅用太陽光発電システム 導入(kW)	4,629 kW (累計)	7,745kW (累計)	・H31 年度時点 6,505kW ・R2 年度から約 206kW/年の増	42
8	再生可能エネルギー自給率	59.3% (累計)	86.5% (累計)	・市内年間電力消費量に占める 再生可能エネルギーの割合	44
9	まちをきれいにする月間の 市民参加人数	5,790 人 (単年)	6,000 人 (単年)	・人口 30,000 人の 20%	51
10	ごみ減量アドバイザーなど 環境活動推進員の育成数	75 人 (累計)	125 人 (累計)	・4.5 人/年の増	51

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

本市が目指す望ましい環境像を実現するためには、「市・市民・事業者」がそれぞれの役割を認識し、各主体が自主的に環境の保全に取り組み、相互に連携・協働しながら本計画を推進していくことが必要です。また、広域的な取り組みが必要な環境問題なども考慮し、国や県、関係機関等との連携を図りながら、本計画の各施策を関係者一体となって総合的かつ効果的に推進していきます。

庁内体制による推進

環境基本計画の施策の対象は広範囲に及ぶため、計画に定める施策の推進に際しては、庁内関係部局間の連携・協力が不可欠です。

総合的かつ効果的に本計画を推進するため、東御市環境審議会の意見を聴きながら、**環境推進委員会**により各施策の進行状況の把握や点検、関係部局間の連携、調整を図ります。

環境審議会

東御市環境審議会は、東御市環境をよくする条例に基づき、本市の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議するために東御市環境をよくする条例で定めた機関であり、学識経験を有し、また、市内の公共的団体を代表する方々で組織しています。

東御市環境審議会では、環境基本計画の報告を受けて点検・評価を行い、計画全体の進捗状況について確認し、また、必要に応じて計画の見直しなどについて、専門的に幅広い見地から調査審議を行っています。

環境市民会議

東御市環境市民会議は、第1次環境基本計画策定のために設立され、計画策定後は計画の実行部隊として活動している団体です。望ましい環境像の実現を目的に、市民・事業者・行政の協働のもと、取り組みを推進していきます。

市民・市民団体、事業者の参画

環境保全に関する施策などを総合的かつ効果的に進めていくためには、環境市民会議など市民や自治会等の市民団体、事業者の皆さんの協力や自主的、広域的な活動が重要となります。

市民や事業者の皆さんの協力のもと、環境教育や環境学習などによる意識啓発の充実を図り、市の広報紙やホームページなどによる情報提供を充実させ、自主的な取り組みに対する支援策などを講じていきます。また、情報交換や連携・協働のための協議の場などの整備について検討し、市民や事業者の皆さんからの意見を広く求めています。

広域的な連携、協力体制

本計画に基づく施策の推進には、国や県、周辺自治体や関係機関などと協力して解決していかなければならない環境問題もあります。

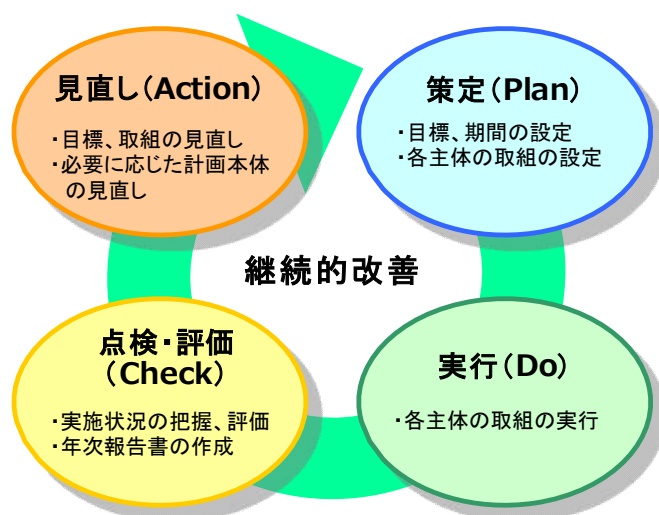
市域を超えた広域的な取り組みが必要である大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などの環境問題に対しては、今後も国や県、周辺自治体や関係機関などとの積極的な情報・意見交換に努め、連携と協力体制を強化していきます。

第2節 計画の進行管理

計画の点検・評価

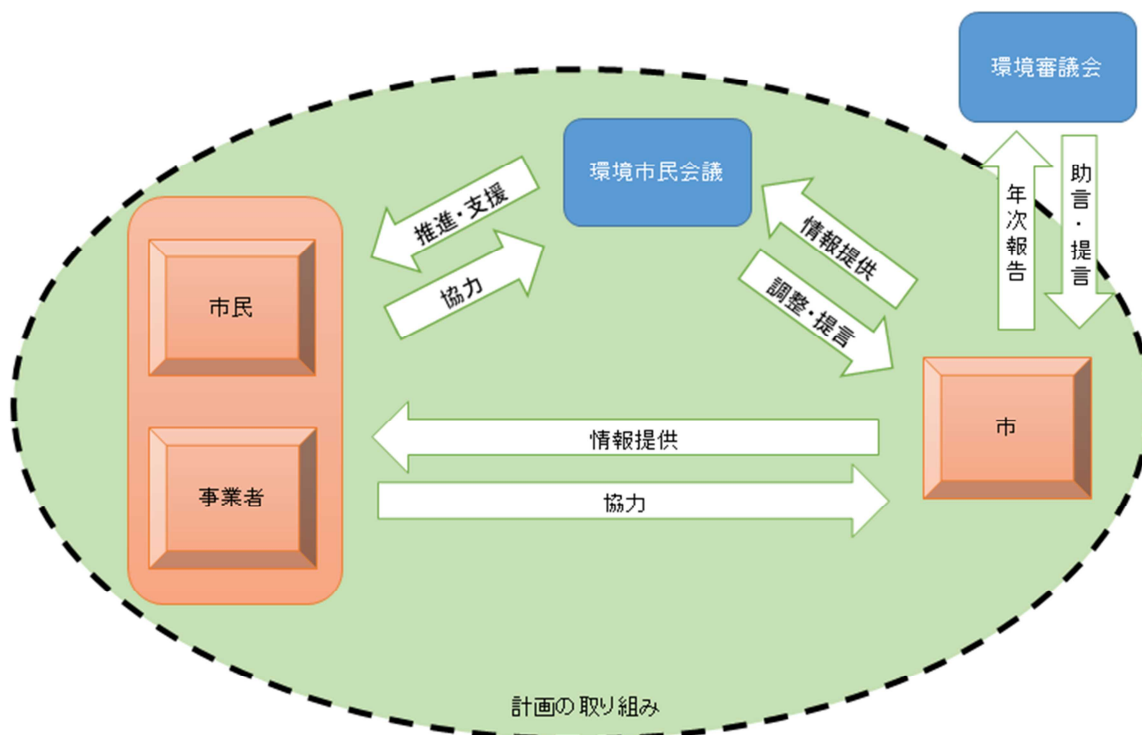
本計画の進捗状況については、「PDCAサイクル」を用いて把握し、定期的な点検・評価を行うことにより、本市の環境について継続的な改善を図っていきます。

本計画の進行に当たっては、計画に示した施策や取組みが確実に推進できるように努めます。



進行管理の手順

本計画の実効性を高めるため、施策や事業の進捗状況を的確に把握し、本市のホームページなどを利用し、広く公表していきます。また、計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見・指導を受けながら、本計画の中間年次においては、施策の取組状況を点検し、必要に応じて計画を見直すこととします。



資料編

資料 1

第 2 次東御市環境基本計画策定・見直しの経緯

<策定>

日 時	会議等	内 容
平成27年 7月29日	第1回東御市環境市民会議	第2次東御市環境基本計画の概要について
8月24日	第1回東御市環境審議会	第2次東御市環境基本計画の策定について (諮問)
9月10日	第2次東御市環境基本計画策 定庁内会議	第2次東御市環境基本計画(素案)について
10月28日	第2回東御市環境市民会議	第2次東御市環境基本計画(素案)について
11月25日	第2回東御市環境審議会	第2次東御市環境基本計画(素案)について
12月2日	東御市定例庁議	第2次東御市環境基本計画(素案)について
12月4日	東御市議会全員協議会	第2次東御市環境基本計画(素案)について
12月18日 ～平成28年 1月18日	計画素案についての意見募集 (パブリックコメント)	市ホームページまたは公民館など 7ヶ所において閲覧
2月16日	第3回東御市環境審議会	第2次東御市環境基本計画の 答申(案)について
2月23日	市長へ答申	第2次東御市環境基本計画の策定について (答申)

<見直し>

令和2年 4月17日 ～5月20日	第2次東御市環境基本計画の 中期見直しに向けた意見募集	市ホームページまたは公民館など 7ヶ所において閲覧
7月1日	第1回東御市環境市民会議	第2次東御市環境基本計画見直しの概要に ついて
8月19日	第2回東御市環境市民会議) (書面会議)	第2次東御市環境基本計画見直し後素案に 関する意見募集
11月18日	第1回東御市環境審議会	第2次東御市環境基本計画の見直しについ て(諮問)

資料 2

環境審議会員名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体
◎宮原 則子	東御市環境市民会議
新田 詔三	東御市環境市民会議
若林 泰平	東御市農業委員会
五十嵐 治	東御市区長会
佐藤 芳明	東御市工業振興会
高橋 和雄	東御市商工会
○山崎 勝年	上小漁業協同組合
後藤 通子	東御市女性団体連絡協議会
小林 貴文	信州うえだ農業協同組合
望月 修司	佐久浅間農業協同組合
出浦 一	信州上小森林組合
荻原 猛	東御市建設業協会
滝澤 篤	東御市都市計画審議会
市川 隆	東御市景観を考える会
白倉 淳	公募

※R2 年度時点 ◎…会長 ○…副会長

東御市環境市民会議名簿

(敬称略)

氏 名	所属団体
檜原 龍太郎	東御市認定農業者の会
塩川 壽友	市子供会育成連絡協議会
相場 友博	東御市 PTA 連合会
阿部 貴代枝	東御市女性団体連絡協議会
佐藤 千枝	くらしの会
森 まり子	ごみ減量 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進委員会
大澤 道子	ごみ減量 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進委員会
小林 則子	ごみ減量 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進委員会
別府 糸み子	ごみ減量 3R(リデュース・リユース・リサイクル)推進委員会
中澤 亥三	識見者 (県地球温暖化防止活動推進員)
○新田 詔三	識見者 (県地球温暖化防止活動推進員)
◎宮原 則子	識見者(環境カウンセラー、 省エネルギー普及指導員他)

※R2 年度時点 ◎…会長 ○…副会長

諮問

答申

資料4 パブリックコメント

令和2年4月17日（金）～令和2年5月20日（水）に実施

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1	2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、2016年に我が国においても「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定されたことは、環境施策における国際的・国政的に劇的な変化と考える。そして、これが第2次計画の策定後に行われたことは重要視すべきである。 環境基本計画を第3次にするまでの5年間で計画と国際的状況に更なる差ができるのではない。「SDGs」についての記述追加（見直し）ではなく、「改定」に及ぶか、策定背景に加筆をする必要があると考える。	持続可能な開発目標（SDGs）については当市としても大きな変化であると捉えており、今回の見直しに伴って第1章の中に加筆を行う予定です。 また、確かに昨今の情勢を考えると5年間の間に社会情勢が変化していくことは考えられますが、あくまで「見直し」とする予定です。
2	新型コロナウイルスが経済・社会に及ぼす影響は大きく、ヒト・モノの動きが抑制されたため、国際エネルギー機関の予測では温室効果ガスが昨年の8%も減る。 世界レベルで経済回復に伴い排出増の反動が強くなるのではない。 新型コロナウイルスが「見直し」を超える影響を与えていないか、もしくは策定背景に加筆する必要があると考える。	新型コロナウイルスの影響で温室効果ガスが削減がされている状況ではありますが、経済回復時の反動でコロナ禍以前より排出量が増えるとは考えておりません。 あくまで「新型コロナウイルス」については一時的な現象と考え、実績等の算出の際に補足として記載する程度と考えています。
3	水環境について生活排水のみに注目されており、工場等からの有害物質・指定物質による水質汚濁防止の視点がない。 総量規制・定性的規制による有害物質の排出規制が必要である。 また、流域としてとらえる必要がある場合の国・県・他自治体と協力しての課題解決について示されていない。	ご意見ありがとうございます。 見直しにあたって参考にさせていただきます。
4	幹線道路沿いの二酸化窒素濃度の推移から大気汚染問題が生じていないというが、広域的な対応が必要がある問題について国・県・他自治体と協力しての課題解決について示されていない。 また、総量規制・定性的規制による規制や監視が必要である。	ご意見ありがとうございます。 見直しにあたって参考にさせていただきます。

5	見直しの過程で市民参加の機会を確保することを求めるとともに、以下の基本的視点を提案する。 ・環境保全を担う「人づくり」の課題を明確にする。 ・環境保全に取り組む「地域づくり」の課題を明確にする。 ・環境保全を進める「仕組みづくり」の課題を明確にする。	ご意見ありがとうございます。 基本的視点について、課題を明確にできるようにしてまいります。
---	--	---

令和2年12月〇日（ ）～令和3年1月〇日（ ）

番号	意見の内容・要旨	市の考え方
1		
2		

資料4 用語集

あ行	
アイドリングストップ	車を駐停車している時に、エンジンのかけっぱなし(アイドリング)をできるだけやめようとする行動です。大気汚染や騒音・悪臭の防止、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制することができます。
アメリカシロヒトリ	アメリカから渡来した侵入害虫で、サクラやヤナギなど100種以上の樹木を加害します。年2回の発生で、5～7月と8～9月に出現し、大発生すると樹木を丸坊主にすることから、駆除が必要とされています。
アレチウリ	河川や土手などに繁茂している北米産の一年草雑草で、ウリ科のツル性の外来生物です。真夏の繁殖力が強く、他の植物を覆って日を遮り、下の植物は枯れ死してしまうことから駆除が必要とされています。
オオキンケイギク	北アメリカ(ミシガン～フロリダ、ニューメキシコ)原産。強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつくっており、在来生態系への影響が危惧されています。特定外来生物の指定を受けてからは駆除が進められています。
オオバタクサ	北アメリカ原産。キク科の一年生草本で、高さは1～4mになる。桑の葉に似た葉を付けクワモドキとも呼ばれる。風媒花なので花粉が風に運ばれ、花粉症の原因となるので全国的に駆除が必要です。
温室効果ガス	太陽からの日射は透過して、地表面から放射される熱は吸収し、大気のを温度を暖める働きを持つガスで、増えすぎると大気のを温度が上昇し、地球温暖化の要因となります。主な温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種があります。
か行	
環境基準	大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の汚染および騒音に関わる環境上の条件について、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基本法に定められた行政目標値です。
環境マネジメントシステム	事業組織が環境負荷を低減するための管理システムです。組織のトップが方針を定めて、個々の部門が計画を立てて実行し、点検評価、見直しを行う仕組みで、このサイクルを繰り返し行う事で継続的な改善を図るシステムになっています。
光化学オキシダント	自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素などに、太陽の紫外線が作用することによって発生するオゾンなどの酸化性物質の総称。濃度が高くなると、目、のど、鼻の刺激や、のどの痛みなどを感じる場合があります。
さ行	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーです。
指標生物	環境条件を調べる際に、そこに生息する生物のうち、ある条件に敏感な生物を用いて調べる場合の、その生物を指している言葉です。
水質階級	川底に住んでいる生物を調べることによって、その地点の水質の程度を知ることが出来ます。水のきれいさの程度を、きれいな水(水質階級Ⅰ)、ややきれいな水(水質階級Ⅱ)、きたない水(水質階級Ⅲ)、とてもきたない水(水質階級Ⅳ)の4階級に分けて表しています。
生態系被害防止外来種	外来生物法の規制対象ではないが、生態系等に悪影響を及ぼす恐れがあるものです。
絶滅危惧種	乱獲、密漁(密猟)、環境破壊、生態系の破壊、異常気象など、さまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種(しゅ)のことです。国際自然保護連合(IUCN)のレッドリスト・レッドデータブックや、これに準拠した環境省のレッドリスト・レッドデータブックによって指定されています。

た行	
地球温暖化	人間の活動の拡大によって、二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での気温上昇(温暖化)が進み、海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
特定外来生物	外来生物法で定める、人間活動によって海外から持ち込まれた生物(外来生物)のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものです。
な行	
二酸化窒素	燃料などの燃焼において発生した一酸化窒素が空気中で酸化されて生成する。光化学オキシダントの原因物質の一つと言われています。
ニワウルシ(シンジュ)	中国北部を原産とする落葉広葉樹で、種や地下茎によって次々に新苗を出し、耕作放棄地などの空き地、荒地、川原のみならず、城の石垣など至るところに侵食する爆発的な繁殖力を持つため、今日では駆除の対象とする地方もあります。
野焼き	焼却設備を用いないか、家庭用小型焼却炉やドラム缶などで廃棄物を野外で焼却すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、家庭用小型焼却炉、ドラム缶焼却など同法の施行例で定める焼却構造基準に適合しない設備での焼却を禁止しています。
は行	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における肥料としての利用や汚泥のレンガ材料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃焼化等のエネルギー利用などもあります。
ハクビシン	体色は灰褐色で、頭と足の下部は黒褐色、顔に白い縦筋が目立つタヌキくらいの大きさの獣。家屋内に侵入し騒音を起こすだけでなく、糞尿も問題となります。また、ペットや家庭菜園にも被害を及ぼすだけでなく、従来の生態系を崩すため問題となっています。
BOD(生物化学的酸素要求量)	河川での水質汚濁の指標として用いられており、主に水中に含まれる有機物の量を表す。バクテリアが一定期間内で水中の有機物を分解した量を酸素量で表したもので、数値が高いと有機物量が多いことを意味し、汚濁度が高いと言えます。
微小粒子物質(PM _{2.5})	大気中に浮遊する粒子物質であって、主に粒径が2.5μm以下の粒子を言います。PM _{2.5} は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器・循環器系への影響が心配されています。

資料5 コラム

〈コラム1〉森林の整備と森林資源の活用について

我が国では、林業の採算性の低下などから、森林所有者の森林整備に対する意欲が減退し、間伐が行われていない森林が増えています。人間の手によって植えられたヒノキやスギなどの人工林は、手入れを適切に行わないと、災害や地球温暖化の防止、保健・休養の場など、住民生活の安全確保と潤いの提供に重要な役割を果たせません。

このため、国産材を利用することにより森林整備に必要な資金を山に還流し、「植える→育てる→収穫する→上手に使う」という「森林の循環」を促進し、国内の森林整備を進めることが、森林によるCO₂の吸収量の拡大に向けて必要不可欠なのです。また、森林は、CO₂吸収源としての機能以外に「バイオマス燃料」の供給源としての機能も有しており、この機能を十分に発揮させることにより、化石燃料の消費削減が可能となります。バイオマス資源の活用は、地球温暖化防止対策にとどまらず、森林や農地の保全にも効果的です。バイオマス資源を積極的に活用しましょう。

東御市では、保育園の新築に際して市有林で生産された木材を使用することで、地元産材の活用と森林の整備を図っています。また、平成25年度に総合支所（北御牧支所）に薪ストーブを導入し、地元の薪を燃料として使用することで、バイオマス資源の活用による灯油使用量の削減を図っています。



✧ 保育園の新築に際して
市有林の木材を使用



✧ 総合支所（北御牧支所）に
導入した薪ストーブ

〈コラム 2〉 森林による CO₂ 吸収量について

本市から排出される温室効果ガスのほとんどは CO₂ です。

CO₂ 1 トンの容積は、一般的な 25m プールでは約 1.4 杯分となります。

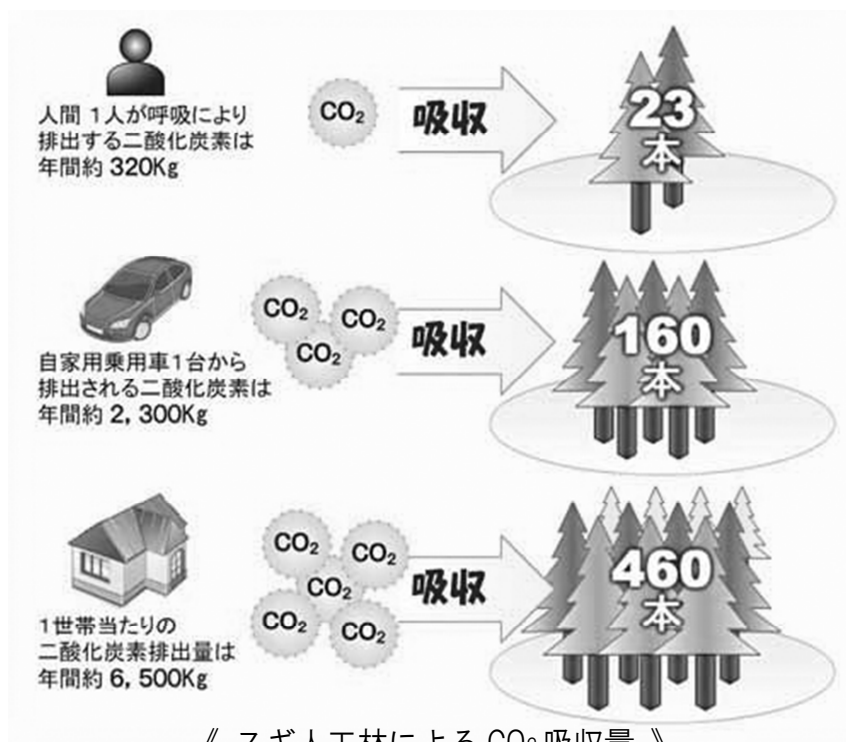
日常生活での燃料や電気の使用に伴い排出される CO₂ の量を以下に示します。

- ・ 灯油 1ℓ の燃焼に伴い排出される CO₂ の量 → 2.49kg
- ・ 軽油 1ℓ の燃焼に伴い排出される CO₂ の量 → 2.58kg
- ・ ガソリン 1ℓ の燃焼に伴い排出される CO₂ の量 → 2.32kg
- ・ 都市ガス 1 m³ の燃焼に伴い排出される CO₂ の量 → 2.23kg
- ・ 電気 1 kWh の消費に伴い排出される CO₂ の量 → 0.406kg

樹木が吸収・蓄積する CO₂ の量は種類や成長段階などにより異なりますが、例えば、適切に手入れされている 50 年生のスギ人工林は 1 ha 当たり約 170 トン、1 本当たりでは約 190kg の炭素を蓄えていると推定されます。これを 50 年で割れば 1 年間平均で 1 本当たり約 3.8kg の炭素 (CO₂ に換算すると約 14kg) を吸収していることになります。

自家用乗用車 1 台から 1 年間 (平均燃費 10km/ℓ、年間走行距離 1 万 km) に排出される CO₂ の量は、スギ人工林約 0.3ha (スギ約 160 本) の年間吸収量と同じくらいです。

また、1 世帯から 1 年間に排出される CO₂ の量は、スギ人工林約 0.8ha (スギ約 460 本) の年間吸収量と同じくらいです。



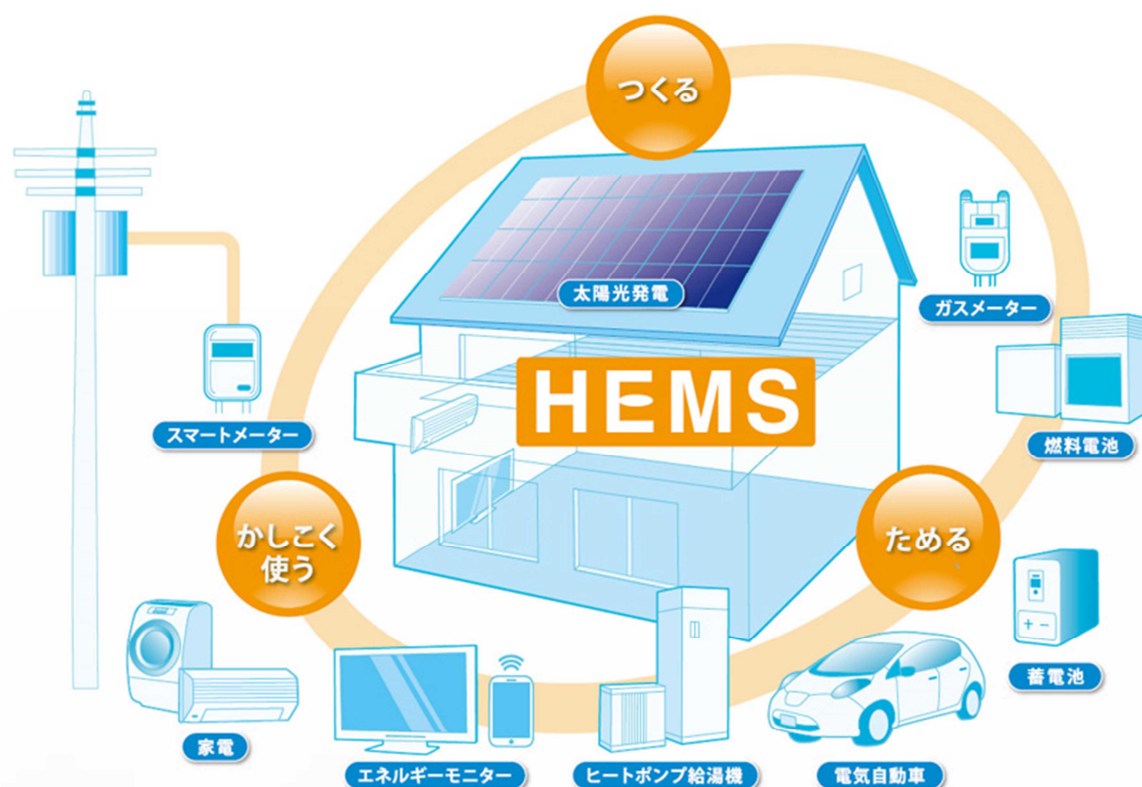
《 スギ人工林による CO₂ 吸収量 》

資料：林野庁

〈コラム 3〉 HEMS・BEMS によるエネルギー消費の最適制御について

HEMS（Home Energy Management System：ホームエネルギーマネジメントシステム）、及び BEMS（Building Energy Management System：ビルエネルギーマネジメントシステム）は、建物全体のエネルギー供給や需要の状況を総合的に把握し、エネルギーが効率的に使用されるよう管理することで機器や設備の運転を効率的に行い、エネルギー利用の最適化を図っていくことにより、総合的に省エネルギーを実現するためのシステムのことです。

具体的には、HEMS は住宅、BEMS は業務用ビルなどにおいて、エネルギー消費機器である複数の家電機器や給湯機器を IT 技術の活用によりネットワークでつなぎ、自動制御することにより、エネルギー使用量や機器の動作を計測・表示して、住人に省エネルギーを喚起するほか、機器の使用量などを制限してエネルギーの消費量を抑えるものです。HEMS・BEMS の普及に伴い、エネルギー消費の最適制御による省エネの推進が期待されます。



HEMS とは、住宅に設置されるエアコンや照明などの家電製品と、太陽光発電システムなどの創エネ機器、蓄電池などの蓄エネ機器をネットワーク化することで、家庭のエネルギーを管理するシステムです。

パソコンやスマートフォンなどでエネルギー消費量を“見える化”したり、エネルギー使用量を調整する制御を可能にするなど、一般家庭での電力需要の調整効果が期待されています。

資料：経済産業省

資料 6

○東御市環境をよくする条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 125 号

改正 平成 18 年 6 月 26 日条例第 34 号

平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力のもとに、自然環境及び生活環境をよくするため必要な事項を定め、もって住みよい郷土の実現を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境 人間や生物を取り巻き、その生存や行動などに密接な関連をもつ自然界の状況(自然資源(山岳、渓谷、河川、森林等をいう。))の景観並びに地下水及び湧水を含む。)をいう。
- (2) 生活環境 人間の日々の生活に大きく関わっている環境(風俗、人の生活に密接な関係のある財産を含む。)をいう。
- (3) 環境保全 市民が健康で快適な生活を営むことができるよう自然環境及び生活環境を保全し、又は保護することをいう。
- (4) 市民 市内に住所又は居所を有する者(滞在者若しくは旅行者又は市内を通過する者を含む。)、市内において事業活動に従事する者及び土地、建物その他の権利を所有し、管理し、又は使用する者をいう。
- (5) 特定事業者 特定事業を行う者又は開発事業を行う者をいう。
- (6) 特定事業 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の原因となるおそれのある事業で、規則で定めるものをいう。
- (7) 風俗営業等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及びこれらの営業に伴う屋外広告物又は宣伝行為をいう。
- (8) 開発事業 保健休養地開発事業、さく井事業、宅地造成事業等の自然環境及び生活環境を破壊するおそれのある事業で、規則で定めるものをいう。
- (9) 特定作業 建設等の作業に伴って著しい騒音を発生す

る作業で、規則で定めるものをいう。

- (10) 汚水等 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる汚水、廃液、ばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭をいう。
- (11) ばい煙 燃料その他のものの燃焼に伴い発生するばいじん、硫酸酸化物その他の人の健康又は自然環境及び生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で、規則で定めるものをいう。
- (12) 公共用水域 河川、池沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。
- (13) 規制基準 特定事業を行うことによって発生し、若しくは排出される汚水等の濃度、量及び大きさの許容限度又は管理方法若しくは制限する区域をいう。
- (14) 開発基準 開発事業を行う者が、その事業を行うときに遵守すべき最少限度の基準をいう。

(基本理念)

第 3 条 環境保全は、すべての市民が豊かな自然の恵みを享受し、健康で快適な生活を営むことができるよう推進され、かつ、それが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

3 環境保全は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることに配慮するとともに、地域で共有する財産であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全及び向上に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講じなければならない。

- (1) 総合的な土地利用に関すること。
- (2) 汚水等の規制に関すること。
- (3) 環境保全の改善に関すること。
- (4) 環境保全のための知識の普及及び思想の高揚に関すること。
- (5) 苦情及び紛争の処理に関すること。
- (6) 環境汚染についての監視、測定及び検査に関すること。
- (7) 環境汚染を防止するための技術指導、助言及び資金のあっせんに関すること。

(8) 善良の風俗の保持に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する環境保全及び善良の風俗の保持に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動をするに当たって環境保全及び善良の風俗の保持のため適切な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、市が行う環境保全に関する施策に積極的に協力するとともに、環境保全に自ら努めなければならない。

第2章 規制

第1節 通則

(規制基準及び開発基準)

第7条 市長は、規制基準及び開発基準を規則で定めるものとする。

(基準の遵守義務)

第8条 特定事業者、風俗営業等の事業を営む者及び特定作業を行う者は、前条に規定する基準を遵守しなければならない。

第2節 特定事業に関する規制

(特定事業の届出)

第9条 特定事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び規模
- (4) 汚水等の状態及びその処理方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(経過措置)

第10条 一の事業が特定事業になった際、現に特定事業を行っている者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該特定事業となった日から60日以内に前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第11条 第9条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(変更の届出)

第12条 第9条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に市長に届け出なければならない。

2 第9条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(準用規定)

第13条 前条第2項の届出は、第11条及び次条の規定を準用する。

(完了届及び確認)

第14条 第9条の規定による届出をした者は、特定事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後7日以内に規則の定めるところにより市長に届出し、当該工事の完了の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の際、第9条又は第12条の規定による届出の内容と相違するものがあった場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

(改善勧告)

第15条 市長は、特定事業を行っている者が規制基準に適合しない汚水等を排出し、又は排出するおそれのあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定事業に係る施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理方法の改善を勧告することができる。

(改善命令)

第16条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧

告に従わないで特定事業を行っているときは、その者に対し、期限を定めて当該勧告の内容に従うべきことを命ずることができる。

（措置の届出）

第 17 条 前 2 条の規定により勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく改善等の措置を完了したときは、完了後 7 日以内に規則の定めるところにより市長に届出し、その確認を受けなければならない。

（事故時の措置）

第 18 条 特定事業者は、生産設備、汚水等の処理施設等に故障、破損その他の事故が発生し環境汚染のおそれが生じたときは、直ちに、それに対する応急の措置をとるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

（測定の義務）

第 19 条 汚水等を排出する特定事業者は、当該汚水等の状態を測定し、その記録を保管しておかなければならない。

第 3 節 風俗営業等に関する規制

（風俗営業等の事業の届出）

第 20 条 風俗営業等の事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業の種類及び規模
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（実施の制限）

第 21 条 前条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から 60 日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（変更の届出）

第 22 条 第 20 条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に市長に届け出なければならない。
2 第 20 条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第 3 号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（準用規定）

第 23 条 前条第 2 項の届出は、第 21 条及び次条の規定を準用する。

（完了届及び確認）

第 24 条 第 20 条の規定による届出をした者は、風俗営業等の事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後 7 日以内に規則の定めるところにより市長に届出し、当該工事の完了の確認を受けなければならない。
2 市長は、前項の確認の際、第 20 条又は第 22 条の規定による届出の内容と相違するものがあった場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

（改善勧告）

第 25 条 市長は、風俗営業等の事業を行っている者が規制基準に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置又は改善を勧告することができる。

（措置の届出）

第 26 条 前条の規定により勧告を受けた者は、当該勧告に基づく改善等の措置を完了したときは、完了後 7 日以内に規則の定めるところにより市長に届出し、その確認を受けなければならない。

第 4 節 開発事業に関する規制

（開発事業の届出）

第 27 条 開発事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地

(3) 事業の種類及び規模

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(変更の届出)

第28条 前条に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(実施の制限)

第29条 第27条の規定による届出をした者は、その届出を受理された日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手してはならない。ただし、市長が期間の短縮を認めたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の期間内にその届出による事業が開発基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、期限を定めて当該事業に係る計画の変更、制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(完了届及び確認)

第30条 第27条の規定による届出をした者は、開発事業に係る工事を完了したときは、当該工事の完了後7日以内に規則で定めるところにより市長に届出をし、当該工事の完了の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認の際、第27条又は第28条の規定による届出の内容と相違するものがあつた場合は、届出のとおり実施するよう命ずることができる。

(改善勧告)

第31条 市長は、開発事業を行っている者が開発基準に適合しなくなったとき又は適合しなくなるおそれがあるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置又は改善を勧告することができる。

(停止命令等)

第32条 市長は、開発事業を行っている者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その事業の停止若しくは改善又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第27条及び第28条の規定に違反したもの
- (2) 前条の規定による勧告に従わないもの

(措置の届出)

第33条 第29条第2項、第31条又は前条の規定により勧告又は命令を受けた者は、当該勧告又は命令に基づく改善等の措置を完了したときは、当該措置の完了後7日以内に規則の定めるところにより市長に届出をし、その確認を受けなければならない。

第5節 特定作業に関する規制

(特定作業の届出)

第34条 特定作業を行おうとする者は、当該特定作業を開始する日前7日までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 作業の場所及び実施期間
- (4) 作業の種類及び規模
- (5) 騒音防止の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

(改善命令)

第35条 市長は、特定作業を行っている者が、規制基準に適合しないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて環境保全のため必要な限度において、当該特定作業の改善を命ずることができる。

第6節 日常生活に関する規制

(雑排水浄化槽の設置義務等)

第36条 排水区域(東御市公共下水道条例(平成16年東御市条例第153号)第2条第3号に規定する排水区域をいう。)の区域外において、住宅又は事務所から生活雑排水を排出する者(以下「雑排水排出者」という。)は、市長が指定する以上の機能を有する雑排水浄化槽を設置し、排出水は市長の指示により処理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 東御市生活排水施設条例(平成16年東御市条例第154号)第2条第2項に規定する処理区域において、同条例第3条第3号に規定する排水設備を設置するとき。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に基づき、市が定める処理計画に従って生活排水を地域的に処理する施設で排水設備を設置するとき。

(3) 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号に規定する浄化槽(以下この条において「浄化槽」という。)であって、し尿と併せて生活雑排水を処理するとき。

2 雑排水排出者(前項第 1 号の処理区域若しくは同項第 2 号の処理計画の対象区域において生活雑排水を排出する者又は同項第 3 号の規定により生活雑排水を処理する者を除く。)は、自らの排出する生活雑排水が生活環境及び自然環境に深く関わっていることに配慮し、その生活雑排水を浄化槽により処理するよう努めるものとする。

(設置の届出)

第 37 条 前条に規定する雑排水浄化槽を設置しようとする者は、市長に届出をしなければならない。

(設置の勧告)

第 38 条 市長は、第 36 条の規定による生活雑排水を排出する者が雑排水浄化槽を設置しないときは、その者に対し、雑排水浄化槽の設置を勧告することができる。

(維持管理)

第 39 条 第 36 条の規定により雑排水浄化槽を設置した者は、その機能が良好な状態で保持できるよう汚泥のくみ取り及び清掃を行い維持管理に努めなければならない。

(市民の義務)

第 40 条 市民は、次に掲げる事項を遵守し、環境保全に努めるものとする。

(1) ばい煙、粉じん及び悪臭を発生するおそれのある物質を燃焼させ、又は放出しないこと。

(2) 公共用水域及び市指定の場所以外の土地に廃棄物を捨て、若しくは放置する等の美観を損ねる行為又は不衛生な行為をしないこと。

(3) 公共施設を大切に使用し、常に環境の美化に努めること。

(4) 空き地及び農地を有する土地所有者又は管理者は、その土地に空き缶等のごみが捨てられないよう清掃その他必要な措置を講ずるとともに、病害虫の発生防止、火災防止のための草刈り等の適切な管理をすること。

(5) 建築物等の建設又は構造物の設置等により、電波障害を生ずることのないようにすること。

(6) 商業宣伝を目的とした拡声機の使用時間は、午前 9 時から午後 7 時までとすること。

(7) 害鳥用爆音器、楽器の使用等により、みだりに騒音を発生させる行為をしないこと。なお、害鳥用爆音器の使用時間は、午前 5 時から午後 7 時までとし、住宅からおおむね 100 メートル以内では使用しないこと。

(8) 犬、猫等を所有し、飼育し、又は管理する者は、ふん害を防止する等の適切な管理又は飼育に努めること。

(9) みだりに動物又は植物の採取をしないこと。

(指導又は勧告)

第 41 条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は期限を定めて勧告することができる。

(改善命令)

第 42 条 市長は、前条の規定による勧告を履行しない者に対し、別に期限を定めて当該勧告の内容に従うべきことを命ずることができる。

第 3 章 協定

(協定の締結)

第 43 条 事業者は、市長が環境保全のため必要があると認めたときは、環境保全に関する協定を締結しなければならない。

(協定の履行の確保)

第 44 条 市長は、前条の規定により協定を締結したときは、当該協定に違反しようとし、又は違反したと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 45 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定による審議会その他の合議制の機関として、東御市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び任期)

第 46 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(任務)

第 47 条 審議会は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 第 4 条各号に規定する施策の策定に関すること。
- (2) 第 7 条に規定する基準に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項に関すること。

(会長及び副会長)

第 48 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 49 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 50 条 審議会に必要があるときは、幹事を置くことができる。
2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(専門委員)

第 51 条 審議会は、専門事項を調査検討するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
2 専門委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員から審議会が選任する。
3 専門委員は、審議会において専門的立場から必要に応じ、意見を述べることができる。

第 5 章 雑則

(環境保全管理者)

第 52 条 特定事業者は、当該事業における環境汚染の防止のため、環境保全管理者を選任しなければならない。

(報告及び立入り)

第 53 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、施設の状況、処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又は関係職員若しくは市長が委嘱した者を事業所内に立ち入らせ、必要な施設、書類等を調査し、又は検査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(環境保全監視員)

第 54 条 市長は、環境保全に関する施策を推進するため、環境保全監視員(以下「監視員」という。)を置く。
2 監視員は、15 人以内とし、市長が委嘱する。
3 監視員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 55 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

第 56 条 第 14 条第 2 項、第 16 条、第 30 条第 2 項又は第 32 条の規定による命令に違反した者は、10 万円以下の罰金に処する。

2 第 11 条第 2 項、第 29 条第 2 項又は第 35 条の規定による命令に違反した者は、5 万円以下の罰金に処する。

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 27 条、第 28 条又は第 33 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 14 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による確認のための届出をしない者
- (3) 第 53 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 58 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して本各条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の東部町環境をよくする条例(昭和 51 年東部町条例第 11 号)、北御牧村公害防止条例(平成 2 年北御牧村条例第 19 号)又は北御牧村環境保全条例(平成 2 年北御牧村条例第 12 号)(次項において「合併前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例によるものとする。

附 則(平成 18 年 6 月 26 日条例第 34 号)

この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 5 日条例第 22 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条の見出し及び同条の改正規定(「簡易浄化槽」を「雑排水浄化槽」に改める部分に限る。)並びに第 37 条、第 38 条及び第 39 条の改正規定は、公布の日から施行する。

資料 7 SDGs

(1) SDGs の達成を意識した取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015 年（平成 27 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。



(2) SDGs の 17 の目標と自治体行政の関係

SDGs の 17 の目標と我が国の自治体行政とどのような関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

 1 貧困をなくそう	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しみ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためには適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	保健	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	教育	【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化(エンパワメント)行う。 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	水・衛生	【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギー	【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	経済成長と雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	インフラ、産業化、イノベーション	【目標9】強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

	不平等	【目標 10】各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
	持続可能な都市	【目標 11】包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
	持続可能な生産と消費	【目標 12】持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
	気候変動	【目標 13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
	海洋資源	【目標 14】持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
	陸上資源	【目標 15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	平和	【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	実施手段	【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：一般財団法人建築・省エネルギー機構「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

第 2 次東御市環境基本計画

(令和 2 年度改訂版)

令和 2 年●月策定

発 行 東御市市民生活部 生活環境課

〒389-0592 長野県東御市 281-2

電話 直通 (0268) 64-5896

FAX (0268) 63-6908

メールアドレス seikan@city.tomi.nagano.jp

URL <http://www.city.tomi.nagano.jp/>